

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

資料7

小田原市市民ホール

要求水準書（案）

平成29年5月29日現在

小田原市

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

市民ホールの計画に向けて

本計画は本市の文化の中心として親しまれながらも老朽化が進んでいた小田原市民会館を近接地に建て替える事業ですが、計画の実行にあたって、これまで本市で展開されて来た市民の文化創造活動をより有効な形で支援するとともに、本市のシンボルともいべき小田原城周辺地区の都市機能をより強化することを目的としています。

計画の検討は、1986年9月に策定された「小田原市総合計画『おだわら21世紀プラン』」に市民会館の建て替えの検討が位置付けられたことから始められており、実に30年越しの計画と言えます。小田原市では、こうした方針に従ってこれまでに、2005年9月に募集が開始された「（仮称）城下町ホールエスキースコンペ」、2012年12月に募集が開始された「（仮称）芸術文化創造センターデザインプロポーザル」と、二度にわたって設計者の公募と最優秀者への実施設計発注を行ってきました。その間に関係者やホール建設を待ち望む市民のみなさんが、大きな努力を傾けられ、様々な成果が得られました。しかしながら、一度目は、城下町の景観、ホール機能、市民合意形成、二度目は、建設コストという問題で、残念ながら実現に至ってはいません。

こうした反省を踏まえ、一度目に課題であった質的な問題を調整するとともに、二度目で課題となったコストの問題を統合して解決できるデザインビルドによる事業者選定に臨む決断をさせていただきました。デザインビルドは、コストや工期を守りながら要求水準書に書き記した性能を実現できる方法である一方、要求水準書の記述に解釈の幅のある事項やそこに十分書き記すことの難しい美的な要素などの実現が難しいとされています。そこで、こうした問題を解決するために今回は、英国などで用いられているコンペティティブダイヤログの方法を援用して、提案内容で数社に絞り込んだ後で、各社と対話をしながら本事業の優先交渉権者を絞り込んでいく方法を採用して、先の課題に答えようと考えております。

関係各位におかれましては、趣旨をご理解の上、未来に踏み出そうとしている城下町小田原の試みにご協力いただければ幸いです。

平成29年7月

小田原市長 加藤憲一

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

目 次

I	総則	3
1	要求水準の位置づけ	3
2	要求水準の変更等	3
3	関係法令・基準等	3
II	事業概要	6
1	事業の目的	6
2	事業の基本方針 ～「市民ホール基本計画」について～	6
3	業務範囲	7
4	敷地条件等	8
5	対象施設の概要	9
III	施設整備	11
1	施設整備の基本方針	11
2	施設整備の基本性能	13
3	施設整備の基本要件	15
3.1	土地利用・動線計画	15
3.2	建築計画	15
3.3	構造計画	19
3.4	設備計画	19
3.5	昇降機設備計画	25
3.6	舞台設備計画	25
	大ホール系機能	30
5	小ホール系機能	46
6	展示系機能	54
7	創造系・支援系機能	56
8	交流系機能	58
9	管理系機能	61
10	外構施設	64

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

I 総則

1 要求水準の位置づけ

(1) 要求水準の目的

本業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、小田原市（以下「市」という。）が、小田原市市民ホール整備事業（以下「本事業」という。）について、選定された民間事業者（以下「事業者」という。）に対し、各業務において達成しなければならない要求水準を示すものであり、本事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(2) 要求水準書の位置づけ

要求水準書は、市が本事業に求める最低水準を規定するものであり、事業者は要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対し自由に提案を行うことができる。また、市は、要求水準書を事業者の選定過程における審査条件として位置付ける。

(3) 要求水準書の遵守

事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。市は、事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、要求水準書に記載された事項に基づき業務のモニタリング及び改善要求を行うものとする。

2 要求水準の変更等

(1) 優先適用

事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として、優先的に適用するものとする。

(2) 事業期間中の変更

発注者は、本業務期間中に次の事由により要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。要求水準書の見直しに当たり、発注者は事前に受注者へ通知する。見直しに伴い、要求水準書を変更するときは、これに必要な契約変更を行う。

- ① 法令等の改正により、本工事対象物に係る要求水準書を変更する必要がある場合
- ② 発注者の事由により、本工事対象物に係る要求水準書を変更する必要がある場合
- ③ 受注者による本工事対象物に係る要求水準書の変更提案に対して、発注者がその提案を採用した場合
- ④ その他、本工事対象物に係る要求水準書の変更が特に必要と認められる場合

3 関係法令・基準等

(1) 関係法令などの遵守

本業務に当たっては、関連法令などを遵守すること。

1) 法令

- ① 地方自治法
- ② 建築基準法

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ③ 建築士法
- ④ 消防法
- ⑤ 屋外広告物法
- ⑥ 興行場法
- ⑦ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- ⑧ 駐車場法
- ⑨ 水道法
- ⑩ 下水道法
- ⑪ 都市計画法
- ⑫ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ⑬ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）
- ⑭ 食品衛生法
- ⑮ 建設業法
- ⑯ 労働安全衛生法
- ⑰ 電気事業法
- ⑱ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑲ 大気汚染防止法
- ⑳ 騒音規制法
- ㉑ 振動規制法
- ㉒ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ㉓ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ㉔ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ㉕ 個人情報保護に関する法律
- ㉖ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ㉗ その他関連法令

2) 条例等

- ① 小田原市建築基準条例
- ② 小田原市景観計画及び景観条例
- ③ 神奈川県興行場法施行条例
- ④ 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- ⑤ 小田原市火災予防条例
- ⑥ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（バリアフリー条例）
- ⑦ 神奈川県消防条例
- ⑧ 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例
- ⑨ 地区計画（三の丸地区 地区計画、三の丸地区 地区計画 計画図）
- ⑩ 高度地区

(2) 適用基準

本業務を行うに当たっては、関係法令のほか、以下の基準類を標準仕様として適用するものとする。その場合、いずれも契約締結時における最新版を使用するものとし、本業務期間中に

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

改訂されたときは、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

1) 共通

- ① 公共建築設計業務委託共通仕様書（H21年4月改定版）H21年4月1日 国営整第173号
- ② 公共建築工事積算基準（H28年版）平成28年12月20日 国営計第18号

2) 建築

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（H28年版）平成28年6月30日 国営整第61号
- ② 建築構造設計基準（H25年版）平成25年5月24日 国営整第39号
- ③ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ④ 建築工事標準詳細図（H28年版）平成28年3月31日 国営整第304号
- ⑤ 建築物解体工事共通仕様書（H24年版）平成24年5月21日 国営整第29号

3) 建築積算

- ① 公共建築数量積算基準（H29年版）平成29年3月17日 国営積第29号
- ② 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（H24年版）平成24年3月30日 国営計第118-3号
- ③ 小田原市公共建築工事積算基準

4) 設備

- ① 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（H28年版）平成28年3月2日 国営設第185号
- ② 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（H28年版）平成28年3月2日 国営設第190号
- ③ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（H28年版）平成28年3月2日 国営設第185号
- ④ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（H28年版）平成28年3月2日 国営設第190号
- ⑤ 建築設備設計基準（H27年版）一般財団法人：公共建築協会
- ⑥ 建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）一般財団法人：日本建築センター
- ⑦ 電気設備に関する技術基準を定める省令 平成9年通商産業省令第52号

5) 舞台機構・舞台照明設備

- ① 懸垂物安全指針・同解説（日本建築センター）
- ② 吊物機構安全指針・同解説 最新年度版（劇場演出空間技術協会JATET-M-6030-3）
- ③ 床機構安全指針・同解説 最新年度版（劇場演出空間技術協会JATET-M-5040-1）
- ④ 演出空間用調光設備の安全基準 最新年度版（劇場演出空間技術協会JATET-L-8110-3）
- ⑤ 劇場等演出空間電気設備指針 最新年度版（電気設備学会・劇場演出空間技術協会）

6) 設備積算

- ① 公共建築設備数量積算基準（H29年版）平成29年3月17日 国営計第29号
- ② 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（H24年版）平成24年3月30日 国営計第118-3号

※舞台機構・舞台照明・舞台音響設備も上記①②に準じる

7) その他

- ① 日本工業規格（JIS）

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

II 事業概要

1 事業の目的

本事業は、本市の文化の中心として市民に親しまれながらも老朽化が進んでいた小田原市民会館を近接地に建て替えるものであり、これまで本市で展開されて来た市民の文化創造活動をより有効な形で支援することが第一に求められる。

さらに、市のシンボルである小田原城のほぼ正面に面するとともに国道一号線にも近接する市街の一等地であるため、ここに建設される公共建築には本市の都市機能をより強化することが望まれている。

一方で、少子高齢化社会の影響を受けて、本市の財政事情は決して潤沢なものでは無く、東日本大震災からの復興、東京オリンピック開催などの影響で建設費が嵩止まっており、事業環境としては厳しい状況である。そのため整備計画は、経済的合理性を十分に備える必要がある。

以上のような可能性と困難性を乗り越えるため、事業者予定者には、厳しい現実を乗り越えつつ、次世代のニーズを先取りした秀逸な環境を構築するための、総合的能力が求められている。

2 事業の基本方針 ～「市民ホール基本計画」について～

小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」や、小田原市文化振興ビジョンなどの上位計画の記載にもあるとおり、まちを舞台にさまざまな交流を生み出すことや、文化の育む創造性によって生みだされる付加価値により、「小田原という都市ブランドを高める」など、まちの賑わいの創出に寄与する市民ホールを整備する。

（1）基本計画の位置付け

本事業は、「市民ホール基本構想」で定めた基本理念や基本方針に基づき、市民ホール建設の具体的内容を示した「市民ホール基本計画」を整備方針として位置付けており、本事業の上限額において、基本計画の実現を目指すものである。従って、「市民ホール」の整備にあたっては、「市民ホール基本計画」の考え方を最大限に実現するため、事業の基本方針として、本書を補完する位置付けとする。

（2）ホール整備の目的

「市民ホール基本構想」時の「多様で豊かな市民の芸術文化創造活動からわきあがるクリエイティブな力と熱意が市民ホールからまちへとあふれ未来に開かれた文化都市を創造する。」という基本理念をもとに、育てる<育成普及>、感動を伝える<鑑賞>、創りあげる<創造参加>、集い交流する<施設運営>の使命を達成できるホールとする。

シンプルで使いやすく、質の良いホールを整備することを前提とし、芸術文化創造の拠点として、基本計画のコンセプトを出来る限り実現する。

また、文化関連施設の役割分担については、基本計画のとおり、諸施設との連携や機能分担を図ることとする。

また、中長期的な事業展開の考え方も含め、「市民ホールが担う役割」（P - 7）を概ね達成できる事業が実施できるものとする。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

（3）施設計画

「Ⅲ施設整備」にて後述

（4）管理運営

平成26年4月に策定した「芸術文化創造センター管理運営実施計画」の考え方を基本とし、市民参加を含めた事業のあり方や、施設提供、運営の考え方を参考に整備すること。

（5）整備推進方針

敷地計画、三の丸地区の整備については、基本計画のとおりとするが、整備スケジュールや事業手法については、別途定める。

3 業務範囲

- （1）事前調査業務及び関連業務
- （2）設計業務及び関連業務
- （3）建設業務及び関連業務
- （4）工事監理業務

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

4 敷地条件等

敷地の基本的な条件について以下に示す。

詳細は各別添資料を参照するとともに、インフラの状況等を含め、事業者においても適宜確認を行うこと。

項目		内容	参照
所在地		小田原市本町一丁目138番6他	
敷地面積		約9,720㎡	【別添1】敷地現況図
地域・地区		用途地域：商業地域 防火地域：防火地域	【別添2】都市計画資料
指定建ぺい率		80%	
指定容積率		400%	
道路	西側	市道0003（お堀端通り） 幅員 14.29～16.37m	【別添3】道路拡幅整備図
	北側		
	東側	市道2693 幅員 4m	
	南側	市道2693 幅員 4m	
上下水道		上水道供給・公共下水道処理区域	【別添4】インフラ現況図
電気		東京電力管内	
ガス		小田原ガス管内	
浸水想定		浸水想定区域外	
地盤・現況		現状更地。一部地中に既存建物有り	【別添5】既存建物図面 【別添6】地質調査関連資料
その他		埋蔵文化財包蔵地、駐車場整備地区、高度地区（第4種高度地区、最高の高さ：31m、前面道路(市道0003)からの高さ制限）、三の丸地区計画、小田原市景観条例（景観計画重点地区（小田原城周辺地区））	

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

5 対象施設の概要

(1) 施設規模

本施設の建物規模は、駐車場等の外構施設を除く施設部分（以下「本館」という。）として事業者の提案によるとする。

(2) 施設構成

本市民ホールの主な機能・諸室等の構成は、下表のとおりである。

機能	諸室等	
大ホール系	客席	客席、多目的室（親子室）等
	ホワイエ	大ホールホワイエ、主催者控室、レセプション控室、ホワイエ備品庫、鑑賞者用トイレ等
	舞台	舞台（主舞台・側舞台）、オーケストラピット、舞台備品庫、ピアノ庫、照明音響備品庫、機構制御盤室、調光盤室、アンプレック室、大ホール荷捌き等
	技術	調光操作室、音響調整室、映像投影室、フロントサイドライト投光室（上手・下手）、第1・第2シーリングライト投光室、フォロースポットライト投光室、その他ライト投光関係諸室、照明ブリッジ等
	楽屋	小楽屋、中・大楽屋、楽屋口・楽屋事務室、楽屋倉庫、楽屋トイレ、楽屋シャワー室、アーティストラウンジ、グリーンルーム、出待ちスペース（上手・下手）、洗濯・乾燥室、給湯室等
小ホール系	舞台・客席	舞台・客席、技術ギャラリー等
	ホワイエ	小ホールホワイエ、多目的室、ホワイエ備品庫、鑑賞者用トイレ等
	舞台	舞台備品庫、ピアノ庫、機構制御盤室・調光盤室・アンプレック室、小ホール荷捌き等
	技術	（調整室（舞台照明・舞台音響・映像）機能は技術ギャラリーに設置）等
	楽屋	小楽屋、中・大楽屋、楽屋口兼楽屋事務室、楽屋トイレ、楽屋シャワー室、洗濯・乾燥室、給湯室、廊下・階段等
展示系	ギャラリー、ギャラリー準備室、ギャラリー荷捌き等	
創造系・支援系	中スタジオ、小スタジオ1・2・3、更衣室、トイレ、シャワー室、給湯室、備品・楽器庫等	
交流系	オープンロビー、情報コーナー、カフェ等、利用者用トイレ、授乳室等	

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

管理系	管理事務室（中央監視機能含む）、スタッフルーム、多目的室、舞台スタッフ室、清掃員控室、更衣室、トイレ、給湯室、ごみ置き場、電気室・機械室等
-----	-----------------------------------------------------------------------

その他、倉庫などの必要諸室を適宜計画すること。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

Ⅲ 施設整備

1 施設整備の基本方針

以下の8項目をバランスよく満たした計画とします。

（1）芸術文化創造の拠点 ～芸術文化活動の中核として市民に愛され利用される施設～

中心市街地という恵まれた条件や、歴史的・文化的な環境を生かし、本市の芸術文化活動の拠点として、気軽に集い活動できる施設とします。また、活動内容及びその時代に適した媒体に、対応できる配慮をします。

（2）機能的で使いやすい施設 ～芸術文化の多様性や将来の可能性への対応～

芸術文化活動や交流活動を積極的に展開するため、それぞれの活動特性に配慮した施設計画とします。

大ホールは一流のアーティストのパフォーマンスを適切な環境で楽しむことを目指します。小ホールは、市民が、音楽・演劇・イベント等の多様な使い方を楽しめる空間とした上で、プロの公演にも対応する計画とします。ギャラリーは、芸術作品が適切な状態で展示され、人々が気軽に楽しめるものとします。創造支援系施設は、日常の活動を支援する、機能的な配置とします。それらを繋ぐオープンロビー等は、カフェや情報コーナーを配置し、にぎわいづくりのために利用する計画とします。

さらに、各機能の相互利用を可能にする等、柔軟な施設運営が行える配慮を期待します。

（3）人にやさしい施設 ～誰もが快適で安心して利用できる～

障がい者・高齢者・子ども・妊産婦・子ども連れの方など、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの精神に則って、すべての人に対して安全で使いやすいものとなるよう配慮します。特に、少子化社会に配慮し、次世代にやさしい計画とします。

（4）にぎわいの創出 ～気軽に訪れることのできる親しみやすさと回遊性の向上～

周辺地域と連携し、芸術文化活動を通じたまちづくり、地域づくりの拠点となり、周辺地域をはじめとする市域全体の活性化やにぎわいを生み出していくことを目指した施設とします。従って、人々が日常的に集うことが可能で、内部のにぎわいを外部からも感じられる空間とすること、周辺の都市機能を繋いで回遊性を高めるような機能を期待します。特に、お堀端通り沿いについては、芸術文化活動や関連した活動などが可能な広場的な外部空間を設け、にぎわいが創出されるような空間性が求められます。

（5）景観への配慮 ～立地を活かした景観の形成～

箱根連山を背景に、市のシンボルである小田原城跡を正面に臨む恵まれた敷地環境は、本計画が「小田原市景観計画」の規範的役割を期待されていることを示します。

建築物の壁や屋根を低彩度の落ち着いた色調とすることや、経年的な落ち着きや表情を醸し出す素材を採用することが必要です。特に、お堀端通り沿いには、十分な広場を設け、沿道空間に圧迫感を与えないため、高さやボリュームを抑えるように配慮が必要です。

また、周辺の植栽等を含めたランドスケープデザインを検討することにより、歴史的で自然

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

豊かな空間と一体となった、落ち着きを感じられる快適な景観を形成することを使命とします。

（6）環境との調和 ～環境負荷の少ないまちづくりへの貢献～

環境負荷の少ないまちづくりをうたった「小田原市環境基本計画」に基づいた施設整備計画とします。施設の長寿命化などを検討し、省資源・循環型社会を目指したまちづくりに貢献できる計画とします。

また、敷地内に植栽を施し、都市の温暖化を抑制するとともに、緑あふれる都市環境を創出することで、身近な自然とのふれあいを目指したまちづくりに貢献できる計画とします。

（7）防災対策 ～十分な防災対策と運用～

平成23年3月11日の震災を機に、防災対策への市民の意識が高まっており、市民ホールも防災機能を高めていくことが求められます。多くの人が集まる施設であることに配慮して、災害時、安全に利用者が避難できるような計画が必要です。さらに、天井などの非構造部材も含め、高い耐震性能の確保し、一時的な避難施設としても活用できるような施設計画とします。

また、災害後も中核機能が保全される計画とします。

（8）コストへの配慮 ～中長期的視点～

厳しい経済環境に留意し、ライフサイクルコスト（LCC）の低減にも配慮した計画であることが求められます。計画的なメンテナンスや予防保全が適切に行いやすく、いつでも機能的で安心、安全なホールとしての品質を保ち、芸術文化の表現活動を制約しない場を実現しなければなりません。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

2 施設整備の基本性能

以下に示す施設の基本性能を確保し、各分野が整合し、バランスのとれた合理的で機能的な施設を整備する。

＜基本性能一覧表＞

分野	項目	概要
社会性	地域性・ 景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原城を活かした魅力ある景観形成を図ること。 ・城址周辺では、歴史的・自然的な空間と一体となった、落ち着きのある快適な景観を形成すること。 ・お堀端通りでは、低層部ににぎわいを創出し、まちなみとしての連続性を確保するとともに、街路に圧迫感を与えない、明るく開放的な景観を形成すること。
	地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・高度地区（第4種高度地区、最高の高さ：31m、前面道路（市道0003）からの高さ制限 ・三の丸地区地区計画 ・お堀端通り側には、十分な広場空間を確保し、建築物が街路に圧迫感を与えないように配慮し、また、敷地内に樹木等を積極的に配置することで、まちに潤いや安らぎを与えるとともに、まちなみの連続性に配慮すること。 ・お堀端通り側の馬出門に面した部分については、小田原城の正規登城ルートである大手筋に位置するため、十分な広さの広場を整備すること。また、その広場空間は、アート活動やイベントを行うことができるように工夫することで、まちににぎわいを生み、中心市街地の活性化へ寄与するとともに、災害時の避難や活動のための空間としても活用できるよう計画すること。 ・近隣の住宅環境等を考慮しながら建築物のボリュームや配置を検討し、生垣やフェンスなどを設置すること。
環境保全	環境負荷低減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替え、解体も含めた総合的な環境負荷低減が図られること。 ・施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理が図られること。 ・人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコマテリアルの建設資機材が選定されること。 ・施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用が図られ、総合的に環境負荷が低減されること。
	周辺環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設や、建物・設備等による騒音・振動、風害及び光害の抑制など、周辺環境及び生態系へ及ぼす負の影響が低減されること。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

安全性	防災	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の地震災害及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性が確保されること。 ・火災に対して、人命、財産・情報における耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難の安全が確保されること。 ・水害に対して、人命などの安全が確保されること。 ・風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。 ・常時荷重により構造体に使用上の支障が生じないこと。
	機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインが途絶した場合でも、一定の機能維持が図られること。
	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。
機能性	利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保され、移動等が円滑かつ安全に行えること。 ・可動部や操作部の安全性が確保されること。
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用者や、視覚・聴覚障害者をはじめ、すべての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。
	室内環境	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。 ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となること。
	情報化対応	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な通信機能等に対応した情報処理機能が確保されること。
経済性	耐用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。 ・社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。
	維持保全	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、日常点検、保守点検（法定点検）等、維持管理が効率的かつ安全に行えること。 ・材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。 ・地域性を考慮し、外装・設備機器の選定等にあたっては、塩害に配慮した計画とすること。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

3 施設整備の基本要件

以下に示す要求水準とともに、【別紙1】各室リスト等の内容を踏まえた施設整備計画とすること。

3.1 土地利用・動線計画

- ① 敷地に対し、本館建物を機能的な動線計画となるよう配置するとともに、外部空間との連続性を重視し、光と風を建物内に取り込むなど自然を感じられる計画とする。
- ② 小田原駅から施設に訪れる利用者に十分配慮した動線計画とする。
- ③ ホールの舞台部分（フライタワー）については、できるだけ周辺地域に配慮してゾーニングするものとし、日影の影響や圧迫感の軽減に努める。
- ④ 西側道路（市道0003）境界より20m程度の範囲は、周辺の景観や賑わいの醸成に配慮したオープンスペースを配置する。
- ⑤ 駐車場への動線（IN・OUT）は東側（市道2693）からのアクセスとする。南側（市道2693）及び西側（市道0003）からの敷地への車両アクセスは不可とする。また、交通や搬出入に伴う騒音等、近隣への配慮を行う。
- ⑥ テレビ中継車の駐車場所等が、敷地内の他の通行等により影響を受けないよう配慮する。
- ⑦ メインエントランス付近に観光バス・高齢者・障害者が寄り付きできる計画とする。（一時的な乗降のみの利用）
- ⑧ 徒歩や自転車による来館者のアクセスに配慮した配置計画とする。また、建物への各出入口付近に利便性に配慮して駐輪場を分散配置する。駐輪スペースとして確保できることを前提に、舗装や芝生スペースとする計画も可とする。

3.2 建築計画

（1）平面・動線計画

- ① 大ホール系機能、小ホール系機能、展示系機能、創造系・支援系機能、交流系機能、管理系機能・その他を構成する諸室の特性を把握し、機能性、利便性に配慮した平面計画とする。
- ② 大ホール系機能と小ホール系機能は、それぞれが主催者や観客にとって利用しやすい配置、動線計画とする。大ホール系機能は、主催者が駐車場から楽屋エリアへアプローチしやすい計画とする。
- ③ 展示系機能は企画（市民）展示を行うことで、市民が恒常的に集い、にぎわいの創出に寄与するとともに、そのにぎわいが周辺にもあふれ出るような配置計画とする。
- ④ 創造系・支援系機能は、使いやすいゾーニングとなるよう配慮し、各室での練習や活動状況が室外からも見えるように工夫を行う。
- ⑤ 創造系・支援系機能は、大ホール、小ホール、ギャラリーのバックヤードとしての使用が可能な計画とする。
- ⑥ 大ホール系機能、小ホール系機能及び展示系機能は、搬入等を含めてバックステージ側で運営に齟齬の無い配置とし、主催者が各エリア間を移動でき、演技やリハーサル等に利用しやすい計画とする。（楽屋を使用する人のルートと大道具搬出口ルートがクロスしない計画とする。）

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑦ メインエントランス以外に、駐車場からのサブエントランスを設置するなど、効率的なアクセスが可能な計画とする。
- ⑧ 館内動線はすべての利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮する。特に、大ホールや小ホールなど大勢の利用客が集中するエリアは、日常から分かりやすい動線とし、直感的に外部へと出ることのできるような配慮を行い、緊急時の避難等がスムーズに行えるよう、十分に配慮する。
- ⑨ 階段や廊下等の移動空間は、明解で利用しやすい計画とする。
- ⑩ 各機能のゾーニング、利用形態を踏まえた位置に、適切な基数・仕様の昇降設備を計画する。大ホールの各階席ホワイエに至る一般用の昇降設備を設置する。荷物用についても、計画に応じて必要な仕様の昇降設備を設置する。
- ⑪ 施設全体を有効かつ効率的に活用できる計画とすること。後述の各室計画において、適宜と示された機能については、相互利用を想定した計画とすることも可能とする。但し、相互利用を想定する場合は、各機能の利用形態・利用時間に適した配置及び動線となる様に十分配慮した計画とすること。
- ⑫ バックヤードにおいて、各機能間で楽器や大道具が移動できる計画とすること。

（2）階層・断面計画

- ① 各機能の特性を踏まえた、利便性に配慮した機能的な階層構成とする。
- ② 諸室の特性に応じて、快適性や合理性を備えた階高設定、断面計画とする。

（3）外観・立面計画

- ① 市のシンボルである小田原城を正面に臨む歴史的環境を生かした質の高い都市景観を形成する。
- ② 芸術文化の拠点としてふさわしく、公共施設として良好な景観形成をリードする外観計画とする。
- ③ 周辺環境に配慮し、凹凸の変化や色彩・素材の変化、開口部の大きさや位置など、ボリュームデザインの工夫を行う。
- ④ ホールの舞台部分（フライタワー）は、舞台上部のスノコ部分として必要なスペース以外のボリューム（両サイド）を低くするなど、高さ等による圧迫感を軽減する工夫を行う。
- ⑤ 外観は、年月を経て風合いが増すなど、素材感を活かした飽きのこないデザインとなるよう工夫し、まちに溶け込むような計画となるよう配慮する。

（4）外装計画

- ① 外壁及び外装は、ホール等の室内外への十分な断熱・遮音対策を行う。
- ② 西日（日除け）・舞台おろし（ドラフト）対策など室内環境に配慮した計画とする。
- ③ 周辺環境に配慮した開口部の構成とし、近隣建物への開口部には、施設側からの視線対策（覗き込み防止）を行う。
- ④ 外装材は、気候の影響や経年劣化などを考慮し、維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる計画とする。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

（5）内装計画

- ① 内装仕上は、素材感や色あいの工夫など、空間特性にふさわしい計画とし、場所に応じて居心地のよい雰囲気・イメージづくりに努める。
- ② 仕上材は、各機能、諸室の用途、特性や使用頻度等に応じた計画とし、美観や維持管理面に配慮した適切な材料を選定する。
- ③ 人が触れる範囲の仕上材については特に留意し、傷や凹みのしにくい材料や、傷みが気にならないような材料選定、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いるなどの配慮を行う。
- ④ 使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを極力避け、環境面や改修時への対応にも配慮する。
- ⑤ 廊下、階段、スロープ等の床材には、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行う。
- ⑥ 特定天井とならないホール等の大空間における吊天井等についても、落下防止など十分な安全対策を行う。
- ⑦ 木質化に努めること。

（6）サイン計画

- ① サイン計画全般として、分かりやすさ（ユニバーサルデザイン）及びデザイン等に配慮した計画とする。
- ② 外部からの主要動線からも視認できる位置に、施設名称を知らせる館名サインを設置する。
- ③ 小田原駅から本施設までのルートや、周辺主要道路の各所における誘導・案内標識について、道路管理者等関係機関と調整の上設置する。（別途工事）
- ④ 内部に設置する室名サインについては、増設や取替えができるよう配慮する。
- ⑤ オープンロビーなど主要な場所に、施設の全体構成を示すフロア案内サインを設置する。
- ⑥ オープンロビーや館内動線の主要部に、大ホール及び小ホールへと利用者を一目で誘導できる案内サインを分かりやすく設置し、多数の観客が詰まることなくスムーズに流れるよう配慮する。
- ⑦ 館内における諸室やトイレ等へと利用者を案内する誘導サインを、ロビーや廊下等の主要な部分に設置する。
- ⑧ 各室の入口等に室名サインを設置する。必要に応じて「使用中」の表示や「関係者以外立入禁止」等を明示する。
- ⑨ 主要なサインで表示する言語は、2ヵ国語（日本語、英語）に対応したものとする。

（7）環境配慮計画

- ① 廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用も促進し、建設工事においてもリサイクル資材の活用に配慮する。
- ② 日影や風害による歩行者や周辺地域への影響に配慮する。
- ③ 建物から日光の反射による周辺地域への影響に配慮する。
- ④ 周辺環境に十分配慮し、設備機器や車両から日常的に発生する騒音、振動、排ガスなどを低減する計画とする。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

（８）防災安全計画

- ① 地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保する。
- ② 施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じること。特に、地下室等を設ける場合は、浸水・冠水について十分に配慮する。
- ③ 多数の来館者を安全に避難誘導できる計画とする。
- ④ 津波発生時の一時避難所として指定される予定であり、災害時の一時避難所として活用できる計画とする。
- ⑤ 不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点から安全管理に配慮した計画とする。
- ⑥ 緊急車両の寄り付きに配慮する。
- ⑦ バルコニー、階段等については、落下防止に配慮した計画とする。
- ⑧ 建具等ガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散・落下による危険防止に配慮した計画とする。

（９）ユニバーサルデザイン

- ① 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例を遵守する。
- ② 多目的に利用できるトイレとして、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に規定されるみんなのトイレ（以下「みんなのトイレ」という。）を施設内に分散して配置する。
- ③ 各室の扉は各エリアの機能に支障のない範囲で引戸を採用するなど、誰もが利用しやすいものとする。また、車椅子利用者などにも配慮し部分的に自動ドアを設ける。なお、車椅子利用者・衣装を着用した演者・楽器運搬等の出入りのための扉の有効開口幅は1.2m以上とする。
- ④ ガラス壁面などの場合には、衝突防止など安全への配慮を十分に行うこと。
- ⑤ 災害などの緊急避難時に、聴覚障害がある人にも視覚情報の表示で誘導できる措置を行う。

（10）ライフサイクルコストの低減

- ① 施設を建設するインシヤルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、トータルでライフサイクルコストの低減を図れる計画とする。
- ② 施設の長寿命化を図る計画とする。
- ③ 修繕や更新は長期修繕計画に基づき実施する計画とし、ライフサイクルコストの低減を図る。
- ④ 設備更新の搬入経路の確保を行うなど建築及び設備の更新、修繕を容易に行える計画とする。
- ⑤ 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用などにより、維持管理費の節減を考慮する。
- ⑥ 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離、膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露に伴う仕上げ材の損傷等が生じがたい計画とするとともに、修理が容易な計画とする。
- ⑦ 利用者が利用するスペースにある器具類等は、十分な破損防止対策を行ったうえで、交換が容易な仕様とする。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

⑧耐久性や信頼性の高い材料や設備を採用するなど、維持管理費の低減が図れるものとする。

3.3 構造計画

(1) 耐震性能

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づく耐震安全性の分類として、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類以上の耐震性能を有する計画とする。

(2) 構造計画

- ① 建物はRC造又はSRC造を基本構造とした構成とし、建築・空間計画と整合したバランスのよい合理的な架構形式、部材を選定する。
- ② 基礎構造は、敷地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし、地盤沈下や液状化等の影響がないよう配慮する。
- ③ 各エリアの特性に基づく荷重条件に対して、十分な耐用性を備えた構造とする。

(3) 耐久性能

躯体の耐久性能は、大規模補修が不要な期間として、65年以上となるよう計画とする。（建築工事標準仕様書／同解説JASS5鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める計画供用期間において「標準（大規模補修不要期間 65年）」以上の耐久性能を確保する。）

(4) 騒音・振動対策

ホール等の利用により、他の施設部分への騒音や振動の影響を与えないよう、大ホールと小ホールの間にはエキスパンションジョイントを採用し、構造的に十分な対策を講じる。

3.4 設備計画

(1) 基本事項

- ① 施設のもつべき性能が十分に確保され、周辺環境に対しても十分に配慮した計画とする。
- ② 設備方式の選定は、環境保全・安全性・機能性・経済性について、総合的に判断すること。
- ③ 設備スペースの大きさについては、主要機器・付属機器類の設置スペース、保守管理スペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意し計画を行う。
- ④ 主幹線や主配管については、保守性や更新性を考慮した適切な経路・空間を計画する。
- ⑤ ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。また、配管については系統別に色分け表示を行うなど、維持管理や更新性、メンテナンス性に配慮した計画とする。
- ⑥ 中央監視方式とし、主要な設備機器は、管理事務室内で一括管理することが可能な計画とする。
- ⑦ 遮音や振動に十分配慮し、大ホール系、小ホール系、展示系及び創造系・支援系部門諸室との同時稼働に影響のないようにする。
- ⑧ 大ホール及び小ホール、ギャラリーのNC値をはじめ、全体として各室の運用時の静かさを十分に実現する。
- ⑨ 舞台各設備との整合に配慮し、特に、各種設備のインバーター制御による高周波ノイズが

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

音響設備に影響しないよう計画する。また、設備機器が発する騒音・振動の制御及び機器・配線からの電氣的な発振の影響が音響設備に出現しないための配置位置や配線ルート等に配慮した計画とする。

- ⑩ 付帯事業に係る部分（カフェ等、自動販売機など）には、電気や水道の子メーターを設置する。
- ⑪ 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行う。

（2）電気設備

1）電灯コンセント設備

- ① 非常照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。
- ② 可能な限りLED照明を全面的に採用する。
- ③ 省エネに配慮し、初期照度補正機能・明るさセンサー（制御コントローラー付）とする。
- ④ 照明器具等は汎用品を使用し、取替がしやすいよう工夫する。
- ⑤ 各室の設計照度は、JIS等の基準に準拠して決定する。
- ⑥ ~~大ホールの照度は、パンフレットが読める照度程度とし、調光可能とする。なお、制御は、舞台照明回路とする。~~
- ⑦ 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。
- ⑧ 大ホール及び小ホールの誘導灯及び足下灯消灯は、調光操作室等からの信号装置により行う。
- ⑨ 大ホール・小ホールの客席照明は舞台照明と一体となった調光装置付とする。なお、照度設定は、パンフレットが読める明るさとする。
- ⑩ 各室の利便性に応じた回路構成とし、照明設備の点灯点滅方式は維持管理・運営業務に配慮したものとする。
- ⑪ 各室のコンセント数は、建築設備設計基準に準拠して決定する。なお、大ホール、小ホールの舞台ゾーン（ホワイエ、バックステージ）は、電源回路や容量に余裕を持たせる方針とし、多様な使い方ははじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置に十分配慮する。
- ⑫ 将来の改修工事を見据え、配管及びケーブルラック等の予備スペースを適宜見込むこと。

2）誘導支援設備

- ① ユニバーサルデザインの趣旨に基づいて、障害者等のための誘導支援システムを設置し、利用者が施設内を円滑に利用できるようにする。
- ② 大ホール及び小ホールについては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、難聴者支援装置を設置する。方式及び設置範囲は事業者の提案による。

3）電話・テレビ共聴・インターホン・情報通信設備

（ア）構内電話設備

- ① 管理事務室に外線電話を設置する。
- ② 建物内各室に内線電話を設置する。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

③ 必要箇所に公衆電話を設置する。

④ 大ホール及び小ホールの舞台袖や各楽屋の他、創造系・支援系機能諸室に内線電話を設置する。

(イ) 携帯電話設備

① 携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行う。ただし、大、小ホール内では公演中に携帯電話が使用できないように携帯電話等機能抑止装置を設置し、携帯電話着信音等が鑑賞の妨げとならないように配慮する。

(ウ) テレビ共同受信設備・防災行政無線受信設備

① ケーブルテレビによる受信方式とし、各室直列ユニットまでの配管配線を行う。

② 将来対応として、防災行政無線の個別受信機及びアンテナに対応可能な受け口及び配管を設置する。

(エ) テレビ電波障害防除設備

① テレビ電波障害調査を実施し、本館建設（工事中を含む）にともない、近隣に電波障害が発生した場合は、本事業にてCATV等による電波障害対策を行う。

(オ) 構内情報通信網設備

① 施設利用者にWi-Fi・インターネット環境を開放するため、各所に無線LANアクセスポイントを設ける。

② 管理系エリアについては、有線LANを設置する。

(カ) インターホン設備

① 舞台業務連絡用としてインターホン設備を設ける。

② 倉庫・ピアノ庫などの閉じ込め対策として、管理事務室とのインターホン設備を設ける。

③ インターホン設備は、呼出音を切ることのできる機能を有するものとする。

④ みんなのトイレ等に非常呼出設備を設け、管理事務室に通報する。

(キ) 防犯設備

① 建物出入口は、常時出入りの監視を行うことができる設備を備える。その他、防犯設備、監視設備等を適切に設置する。

(ク) 火災報知設備

① 関連法令に基づき設置する。

(ケ) 構内通信線路設備

① 通信の引込みに関する配管を埋設方式にて行う。インフラ引込み管の位置、高さ、形式は、長期の地盤沈下及びメンテナンス・改修のしやすさに配慮する。

4) 構内配電線路設備

① 電力引込み及び外構に関する配管配線を行う。なお、配管は埋設方式とし、将来の改修をスムーズにするため予備配管などを設ける。

5) 受変電設備

① 電気室に受変電機器等を設置し、受電・変電を行う。

② インバーター制御等による高調波の発生に対し、機器対応を含め、施設に影響が及ばない

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

ように計画する。

- ③ 電気室は保守性や将来の更新に配慮した計画とする。
- ④ 舞台設備専用の接地は別に設けること。

6) 自家発電設備

- ① 災害時停電や計画停電時等に対応するため、自家発電装置を装備する。各関連法令に定めのある機器類や施設の限定機能維持のための重要負荷に対する非常電源として運用する。なお、自家発電装置は、官庁施設の総合耐震計画基準及び解説に準拠した発電能力・稼働時間を決定する。
- ② 災害発生時には一時避難施設として、管理事務室の電気設備・機械設備を72時間使用可能な状態とする。
- ③ 電源車及び中継車の接続ができる計画とする。

7) 電気時計設備

- ① 親時計を管理事務室に設け、施設内要所に子時計を設置する。時計は、電波時計とする。
- ② 大小ホールには休憩表示機能を設け、電気時計と連動させる。
- ③ 大小ホールの舞台袖や調整室等については、黒地に白表示で時刻が分かりやすい静音型の時計とする。

8) 放送設備

- ① 関連法令及び施設内案内用に非常放送兼用の放送設備を設置する。また、BGM放送についても考慮する。
- ② 主要機器は、管理事務室に設置する計画とする。

9) 映像・音響設備

- ① ホールにおけるテレビ中継（持込み客席操作卓（照明・音響）等）に対応した、電源・アース・音響及び映像回線設備を設けるとともに、中継車駐車位置から舞台及び客席に至る仮設ケーブルを敷設するための貫通口及びケーブルフックを設ける。また、外構についても考慮すること。

10) 動力設備

- ① 空調・給排水動力、建築動力等への電源供給を行う。動力制御盤は、原則として各機械室内に設置する。

11) 警備用監視カメラ設備

- ① 監視カメラ設備を、各出入口、エントランスロビー、ギャラリー、ホワイエ、外構の主要部分をはじめ、一般利用と管理エリアの境界部分など、管理運営上必要な場所に適宜設置し、録画機能を備えた監視モニターを管理事務室に設置する。機器設置は別途工事（リース対応）とし、設置位置の計画及び空配管設置を計画する。

大ホール・小ホールの映像モニターを警備用に利用することは可能とするが、警備用監視

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

カメラシステムと共用が可能なシステムを構築し、責任分界点が明確となるように計画する。

（3）機械設備

1）空調設備

- ① 各室の用途に応じ、省エネルギー・室内環境を考慮した最適な空調システムを提案する。
- ② ホール、ギャラリー、吹抜け部分等の大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムを提案する。
- ③ 管理事務室内の中央監視設備により、各部屋の機器の発停及び温湿度管理ができるようにする。また、各室内においても、室内の使用状況を想定し、パターン運転や機器の発停及び温湿度管理ができるようにする。
- ④ ホールの舞台袖で客席部分と舞台を個別に温湿度管理ができるようにする。
- ⑤ 舞台等での仕込み・撤去と本番上演、負荷の大きな変動、時間外使用等の特殊な用い方に効率よく対応できる計画とする。
- ⑥ 舞台上は、コールドドラフトの防止をはじめ幕ゆれの防止等の良好な環境を確保し、舞台上演や演奏及びそれらの演出等客席での鑑賞に支障のない計画とする。
- ⑦ 空調設備のインバーター制御による高周波ノイズによって音響設備等に影響が出ないように空調設備として十分に対処する計画とする。
- ⑧ ホール客席における気流による不快感に配慮した吹出し口配置とする。
- ⑨ 各ホールの客席や舞台、楽屋、調整室、創造系・支援系機能諸室においては、空調運転時の静かさを確保する。
- ⑩ 各ホールの楽屋、スタッフ控室及び各調整室は、室内の使用状況を想定し、パターン運転や個別に冷暖切替・温度調整ができる空調システムとする。
- ⑪ コンクリートシャフト・ピットを設ける場合は、容易にメンテナンスできるよう配慮する。

2）換気設備

- ① 居室には24時間換気対応の換気設備を設置し、その他の諸室についても必要に応じて換気設備を設置する。なお、方式については事業者の提案による。

3）自動制御設備

- ① 制御状態や計測値が遠隔監視・記録可能なデジタル方式とする。

4）熱源設備

- ① 冷房熱源、暖房熱源、給湯用熱源のシステムについては、施設運営を考慮してエネルギー・燃料の種別を含め、事業者の提案による。提案にあたっては比較検討資料を提示すること。

5）給排水衛生設備

（ア）給水設備

- ① 給水系統及び配管材料は、ライフサイクルコストの低減への配慮を踏まえ、事業者の提案

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- によるものとする。なお、接続については、水道局等と協議すること。
- ② 受水槽には、感震器連動の緊急遮断弁及び非常用給水栓を設けること。
- (イ) 排水設備
- ① 排水系統及び配管材料は、ライフサイクルコストの低減への配慮を踏まえ、事業者の提案によるものとする。なお、接続については、下水道部等と協議すること。
- (ウ) 衛生器具設備
- ① 便器は洋便器を設置し、温水洗浄便座を適宜設置する。また、高齢者、障害者、幼児にも使いやすい器具を採用し、節水型の衛生器具・水栓を使用する。
 - ② 小便器は電源式の個別感知洗浄方式とする。
 - ③ 洗面所・手洗い等の水栓は電源式の自動水栓・自動水石鹸とし、適温給湯が可能なものとする。
 - ④ トイレの洗面所にはハンドドライヤーを備える。なお、騒音に配慮すること。
 - ⑤ 女性用トイレには擬音装置を設置する。
 - ⑥ トイレの洗面台・小便器には、傘・杖掛けを設置する。
- (エ) 給湯設備
- ① 楽屋、トイレ、シャワー室、給湯室、その他必要各室に給湯するため、事業者の提案による方式にて給湯設備を設置する。主要な配管材料について提案すること。
 - ② 特に、大ホール及び小ホールの中・大楽屋の洗面台の給湯設備は、同時使用を考慮し、十分な容量を確保する。
- (オ) ガス設備
- ① 事業者の提案による。
- (カ) 消火設備
- ① 消防法や条例など各種法規に準拠した消火設備を設けること。
- 6) その他設備
- (ア) 厨房設備
- ① 大ホールホワイエ内に、飲み物を中心に提供できる厨房設備を設ける。
 - ② カフェ等に設ける厨房設備は、テナント工事（臭気対策含む）とし必要なインフラ供給（区画内突出しキャップ止めまで）を行う。
- (イ) 自動体外式除細動器（AED）
- ① 共用エリア内にAEDを1台以上設置する。また、施設の雰囲気や配慮し、標識等により設置場所を誘導・明示するなどAEDを備え付けていることを明示する。なお、AED本体はリースとする。
- 3.5 昇降機設備計画
- ① 一般用のエレベーターは、少なくとも前面はガラス張りとするなど、開放感のあるものとする。
 - ② 行先ボタンは座席階表示を大きくする。
 - ③ エレベーター内に防災用備蓄キャビネットを設置する。
 - ④ 乗用エレベーターは全て、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に対応する。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑤ 録画機能を備えた防犯カメラを設置する。
- ⑥ 楽器など運搬に支障のない計画とする。

3.6 舞台設備計画

(1) 大ホール舞台設備

1) 舞台機構設備

(ア) 基本方針

- ① プロセニウム形式とし、ポータルで可変出来るものとする。
- ② 吊物配置計画においては、演出の自由度を第一に考えた計画とする。
- ③ 最新のシステムを積極的に取り入れる他、改修等も見据えた計画とする。
- ④ 舞台への入退場を考慮し、舞台下手に仮設花道を設置できる計画とする。

(イ) 吊物機構設備

- ① 別紙舞台機構設備図に記載の仕様を満足するものとし、事業者の提案による。
- ② 道具バトン類・ライトバトン・諸幕用バトン類・音響反射板で構成し、上部は全電動方式とする。主に舞台上部と客席前部上部に設置する。
- ③ 音響反射板は、舞台上の生音の響きをすべての客席に明瞭に届けるため、反響に最適な材質・質量・反響面角度などを検討した音響設計とする。
- ④ 舞台上の出演者が、天井や側面からの初期反射音を明瞭な状態で聞き取れるようにする。
- ⑤ 音響反射板の可動については、養生や重量バトンのフックがけ等の作業をできるだけ少なくし、少人数で安全かつ迅速に設置・収納が可能なシステムとする。機構の方式と設置・収納時間を提案する。
- ⑥ 音響反射板の出入扉は、4箇所確保しフルコンサートピアノがスムーズに出し入れできる大きさとする。
- ⑦ 音響反射板は、コンサート時の舞台部と客席部の音のつながりをよくするため、可動式音響反射板の天井高を十分確保する。

(ウ) 床機構設備

- ① 電動のオーケストラピット及び前迫を設置する。

2) 舞台照明設備

(ア) 基本方針

- ① 現代の舞台芸術から古典芸能まで多様な演目に対応できる設備内容とする。
- ② 各公演の持込機器対応で、回路の増設が可能なよう、電源・移動型調光器等を確保する。
- ③ 主舞台の大きさに適したライトバトンの本数を設置し、灯体等の吊り込み作業は床レベルで行うことを前提とする。
- ④ 納入時点で最新の機器を設置すること。
- ⑤ 舞台照明全体のシステムは、将来のLED導入を念頭に置いたシステムとし、納入時、十分な性能が認められるLED機器を積極的に導入する。（納入時点で存在しない機器については従来機器としてよい。）

(イ) 調光設備

- ① ムービングライト等の使用を想定した機能、プリセット入力等演出機能や可搬性にも配慮

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

した調光操作卓を設備する。

- ② 催事によっては最小限の技術スタッフとなる場合も想定し、舞台袖である程度の操作が可能なものとする。
- ③ 外部からの持込対応も想定し、持ち込み卓用コネクタを設置する。
- ④ 舞台照明の調光信号線は、イーサネットを基本として計画すること。
- ⑤ 十分な直回路を用意する。

(ウ) 電源部

- ① 調光主幹盤・分電盤、調光器盤で構成する。
- ② 舞台芸術の演出に対応した電源容量・調光回路数を確保する。
- ③ 将来性を見込み、ムービングライトやLEDライト用の直電源 100V、200V を設ける。

(エ) 負荷設備

- ① 舞台フロアコンセント、舞台サスペンションライト、ボーダーライト、 Horizont ライト、客席サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライト、バルコニーライト、フォロースポットライト等で構成する。
- ② 奥行 18.2m 程度の主舞台に対して、サスライトバトンを4列配置する。
- ③ フォロースポットライトは4台+電源対応2台分の電源を確保する。

(オ) 移動器具

- ① スポットライト等の照明器具は、基本的な器具を本工事としその他は備品とする。
- ② エフェクトスポット等効果器類はエリプソイダルライトや映像設備等を利用する。
- ③ LEDライトやムービングライトの導入も視野に入れる。

3) 舞台音響設備

(ア) 基本方針

- ① アコースティックなコンサートやオペラ・バレエなど生音を中心とする演目に最適な計画とするとともに、ロック・ポップスや、演劇ミュージカル等の上演も可能な音響計画とする。
- ② 基本的な拡声ができる構成とし、講演会から舞台芸術等まで対応可能な設備内容とする。複雑な演出に関しては、持込対応とする。
- ③ 光配線等のインフラ部分も含め、ネットワークオーディオによるフルデジタルの舞台音響設備設計とし、納入時点で最新の機器を設置する。
- ④ 生音の響きを重視しつつも、PAを利用したイベントにも対応できるような舞台音響設備設計とする。
- ⑤ 持ちこみ機材（音響調整卓、DSP架、アンプ、スピーカー等）の設置及び電源供給が十分かつ円滑に行える舞台音響設備設計とする。

(イ) 操作機器等

- ① デジタル卓を導入し、可搬性にも配慮する。
- ② 入出力回線が多くなる公演では持込の操作卓での対応を前提とする。
- ③ 舞台袖である程度の操作が可能とする。

(ウ) 拡声設備

- ① 基本的な劇場形式では舞台の先端のプロセニウムスピーカを中心に、舞台へのはね返りス

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

ピーカ、効果音などをサポートする移動型スピーカを配置する。

- ② 音響反射板利用時のアナウンス等でも自然かつ明瞭に聞こえる拡声設備とする。
- ③ 配線の二重化、調整卓の2台設置等のバックアップに配慮する。

(エ) 舞台映像設備

- ① プロジェクター及び電源を設置する。
- ② 舞台袖と調整室に映像架を設け、舞台袖での入力機器の複数の切替えができるものとする。
- ② 大型スクリーンを設置し、外部からのライブビューイングが可能な設備（小ホール・ギャラリーも同）を設けるとともに、大ホール、小ホール及びギャラリーのライブ映像を、相互に放映できる計画とすることで全館的なイベントにも対応する。

(オ) 舞台連絡設備

- ① 舞台進行系、舞台系の職種間の連絡を図るため、インターカム等を設置する。

(カ) ITV設備

- ① エアモニターマイク、ITVカメラを用い舞台、ホワイエ等の状況を把握する。
- ② 舞台進行が分かるよう調整スペース、楽屋、楽屋ロビー、ホワイエ等にITVモニターやコンセントを設ける。
- ③ 一般設備で設ける施設運営用ITVと役割分担し、舞台用ITVは必要十分な数を設ける。

4) 舞台備品（別途工事）

- ① 平台関係、伝統芸能関係、式典関係等の備品を設ける。
- ② 照明備品はスポットライトを中心に効果器類、ケーブル類等を整備する。
- ③ 音響備品はマイクスピーカー等や録音再生機器等を設ける。
- ④ 譜面台や指揮者台、演奏者用椅子を用意する。収納の容易なものとする。
- ⑤ 備品に関しては、移動させる各種台車や収納計画も充分配慮する。
- ⑥ 譜面台、雛壇などの舞台備品を円滑に運搬できる台車を備えること。
- ⑦ 納入時点で最新の機器を設置すること。

(2) 小ホール舞台設備

1) 舞台機構設備

(ア) 基本方針

- ① アマチュアを含む市民により創作された舞台芸術の公演（発表の場）をメインとし、プロによる優れた舞台芸術の公演まで、様々な利用に求められる多様な演出を十分に支援することのできる舞台設備として計画すること。

さらに、舞台芸術に関する理解度や、舞台技術に関する習熟度の異なる利用者が、安全かつ効率的に使用することのできる舞台設備として計画すること。

- ② 建設時における最新の機器を選定することを基本とするとともに、機能の将来的な拡張性や柔軟性を備えた計画とすること。
- ③ 吊物配置計画においては、演出の自由度を第一に考えた計画とする。
- ④ 安全性・操作性に十分に配慮した計画とすること。
- ⑤ 設備の駆動時等の静粛性に配慮した計画とすること。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑥ 更新性、メンテナンスの容易性を考慮し、かつ、ランニングコストの低減に配慮した計画とすること。
- ⑦ 舞台への入退場を考慮し、舞台下手に仮設花道を設置できる計画とする。

(イ) 吊物機構設備

① 吊物バトン（6本程度）

- ・ 駆動方式：電動巻取り式、昇降速度：一定速、レベル設定・表示機能付とする。
- ・ 一文字幕及び袖幕、大黒幕、 Horizont幕は吊物バトンに整備し、容易に吊替えが行える計画とする。
- ・ 過積載表示機能を備えること。

② 幕設備

- ・ 一文字幕、袖幕、大黒幕、 Horizont幕を計画すること。
- ・ 幕設備は小ホールの形態を考慮し、効果的に使用することができるように適切な数量を計画すること。
- ・ 幕自体は備品とする。

③ 舞台機構設備操作卓

- ・ 安全、適切に操作を行える場所に設置することができるように、移動型操作卓として計画すること。
- ・ 舞台機構操作卓の接続コネクターボックスは舞台上手袖にも計画すること。
- ・ 操作上支障の無いように、機器の作動状況や各種情報を表示する液晶モニターを必要台数計画すること。
- ・ 操作性に富み、安全性にも十分に配慮した操作卓を計画すること。
- ・ IDカードを操作卓の操作鍵とし、技能によって操作することのできる設備を制約する機能を備えること。

2) 舞台照明設備

① 負荷設備

- ・ 平土間空間はもとより、事業者の提案によるアートスペース空間に対し、あらゆる角度から床面に投光することのできる舞台照明設備を計画すること。
- ・ サスペンションライト、ボーダーライト、 Horizontライト等を適切に配置すること。ただし、移動型、固定型等のシステムについては、事業者の提案する空間に合わせたシステムを計画すること。
- ・ 空間内にフロントサイドライト、シーリングスポットライト、フォロースポットライト、フロアコンセント、ウォールコンセント等を事業者の提案する空間に合わせ、適切に配置すること。
- ・ 外部からの持込み機器にも柔軟に対応することのできるように、仮設電源盤等の設備を計画すること。

② 調光設備

- ・ 主幹はランニングに係る費用の低減と多様化する舞台照明のバランスを考慮したうえで容量を設定すること。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ・調光器は漏電や無負荷、温度異常などを検知することの可能なインテリジェント調光器（80回路以上）として計画すること。
- ・固定の調光器の他にインテリジェント機能を備えた移動型調光器（軽量・静音型：3～6回路/1台）を複数台計画すること。
- ・調光操作卓はデジタル調光卓とし、技術ギャラリーから客席内へ持ち出して操作が行えるように軽量化された操作卓を計画すること。
- ・調光操作卓は実行中の舞台照明のバックアップが行える機能を備えること。
- ・回路数に応じたプリセットフェーダー卓を計画すること。
- ・舞台袖に遠方簡易操作盤を計画すること。
- ・舞台照明の調光信号線は、DMXを基本としてイーサネットの使用も検討すること。
- ・十分な直回路を用意する。

3) 舞台音響設備

③ 音響設備

- ・舞台芸術の創造や上演に対し、十分に対応することのできる拡声・再生・録音機能を備えた音響設備を計画すること。
- ・音響システムはデジタルを基本とし、将来の機能拡張やノイズの混入に十分な配慮を行った設備として計画すること。
- ・アコースティックな音の響きを重視した建築音響とも十分に整合性のとれた設備として計画すること。
- ・客席形状を充分配慮し、あらゆる客席に均一な音圧で、明瞭度の高い音を供給することのできるメインスピーカーを計画すること。
- ・客席空間内にウォールスピーカー、シーリングスピーカーを適切に配置すること。
- ・外部からの持ち込み機器にも柔軟に対応できるように、仮設電源盤等の設備を計画すること。
- ・国内で十分な実績を持ったデジタル式の音響調整卓を計画すること。
- ・舞台袖に簡易操作盤を計画すること。
- ・アールスペースで行われる舞台芸術の創造や上演に十分な対応が行える、CD・MD・DVD等のプレーヤーやレコーダ等の周辺機器を過不足無く計画すること。
- ・小ホールで行われる舞台芸術の創造や上演に十分な対応が行えるように、マイクやスタンド、ケーブル等の移動器具を過不足無く計画すること。
- ・小ホール空間内の全てをカバーすることのできる赤外線方式または同等の難聴者支援装置を計画すること。受信器は主ホールと兼用とする。

④ 舞台連絡設備

- ・舞台や搬入口、技術諸室の各所に舞台運営上必要となるインカム等の連絡設備を適切に配置すること。また音量調節が可能なものとする。
- ・舞台の上演音を各所に供給するためのエアモニターマイクを計画すること。
- ・モニタースピーカーを技術諸室や楽屋、楽屋事務室、ホワイエ等に適切に配置すること。
- ・舞台正面や舞台袖、客席、搬入口等の舞台運営上確認することが求められる位置にITVカメラを計画すること。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ・モニターTVをホワイエ、楽屋、舞台袖、技術諸室等の室に適切に配置すること。なお、管理事務室、オープンロビー等においても受信可能なように計画すること。

⑤ 映像設備

- ・ビデオプロジェクター（設置用置き台・予備電球も含む）を整備すること。
- ・プロジェクターについては、客席照明が点いている状態でも、客席全体から舞台上スクリーンに投影された文字や図を含む映写面が確実に視認できる明るさを持つものとする。
- ・デジタルハイビジョンビデオHDDデッキ、DVDプレーヤー等をこれからの規格対応に配慮したうえで機種を選定を行うこと。
- ・大型スクリーンを設置し、外部からのライブビューイングが可能な設備を設けるとともに、大ホール、ギャラリーのライブ映像を放映できる計画とする。

4) 舞台備品（別途工事）

大ホールに準ずる

4 大ホール機能

以下に示す（1）基本事項及び（2）各室計画とともに、【別紙1】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

（1）基本事項

- ① 大型の舞台芸術の上演機能を備えるとともに、可動式音響反射板を設置し生音の響きを活かすことのできる多目的なホールとする。この大ホールは、多くの市民が優れた芸術文化を身近に鑑賞することを主たる目的とする一方で、市民の芸術文化活動の発表の場としても機能させる。
- ② クラシック音楽・ポピュラー音楽などの音楽芸術やオペラ・バレエ・ミュージカル・演劇・歌舞伎等の舞台芸術など各ジャンルの公演、市民による各種芸術文化活動の発表、市民集会、学校や事業所の式典、大規模大会などの用途での使用とする。
- ③ 生音の響きが求められるオーケストラによる音楽利用から、本格的な舞台芸術作品の上演まで、多様な演目に対応することのできる多目的型とする。
- ④ 楽屋ゾーンは、出演者が舞台へと出入りしやすいよう、可能な限り舞台近くに配置する。舞台と異なる階で諸室が構成される場合でも、出演者が楽器等を持って乗り込める十分な大きさの専用エレベーターにより、迅速に舞台への出入りが可能な計画とする。
- ⑤ 駐車場に近接した位置に楽屋口を設け、主催者等が楽屋ゾーンへと出入りしやすい計画とする。また、各楽屋、廊下及び客室出入口は、衣装や道具等の運搬など、利用状況に応じた十分な天井高を確保する。
- ⑥ 楽屋ゾーンから舞台への十分な遮音性を確保する。

（2）各室計画

A-1

施設区分 大ホール機能／客席

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

室 名 客席

規 模 定員：1,100名以上（車椅子席を含む）

施 設 概 要

- ① コンサート及び舞台芸術を中心とした公演を鑑賞する空間
- ② 講演会の開催

主な開催事業 基本事項による

室 性 能 NC-20以下

施 設 の 仕 様

- ① 座席数は1,100席以上とし、全ての席からの視認性を確保すること。
- ② 3層構造以内の客席空間とする。
- ③ 客席空間の内装及びデザインは小田原市の顔となるよう、上質で居心地がよく、落ち着いた空間となるよう配慮する。
- ④ 1階席のみを使った中ホール的な利用も想定し、1階席の席数は700～800席程度とする。なお、中ホール利用時は、2階席以上への立ち入りを禁止できるなど、動線の配慮を行うこと。
- ⑤ 舞台から1階席奥までの最大視距離を考慮すること。
- ⑥ 各列の横並びは、観客の出入りのしやすさや迅速な避難等を考慮し、適切な席数とする。
- ⑦ 1階席最後尾を、PAエリアとしても利用できるよう配慮すること。
- ⑧ ホール内は反射面・吸音面を適切に設け、直接音や初期反射音が多く得られ、明瞭度が高く、質の高い音を確保する。
- ⑨ 車椅子席は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例で規定する席数以上を確保し、2箇所以上に配置する。条例で規定する以上の数については、取外し席での対応も可とする。
- ⑩ 椅子は、長時間の着席にも疲れづらく座り心地のよい仕様のものとする。
- ⑪ 席番銘板は、座と背の2箇所設け、通路側床に列番号銘板を取付ける。
- ⑫ 通路や階段は、歩きやすさに配慮するとともに、避難時のスムーズな移動に十分留意した計画とする。
- ⑬ 持込み機材等による運用時に客席床に配線等が露出しないよう、ケーブルピットにより処理する。
- ⑭ 上階席の階段や通路等における転倒や落下防止に留意する。
- ⑮ 中央付近の座席（1席）近くに、内線用の電話口と電源コンセントを設ける。
- ⑯ 大型スクリーンを設置し、外部からのライブビューイングが可能な設備を設けるとともに、小ホール、ギャラリーのライブ映像を放映できる計画とする。
- ⑰ 大ホールの音響シミュレーションを提示すること。ただし、壁面や天井の可変（昇降）等による残響可変機構などの設置は想定していない。

A-2

施 設 区 分 大ホール機能／客席

室 名 多目的室（親子室）

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

規 模 定員：6人以上 規模：15㎡程度

施設概要

- ① 幼児や児童が鑑賞の妨げとなる場合、保護者と共に一時的に待機するための室
- ② 演出家やプロデューサーなどが演出を確認するために本番を視察するための室
- ③ 客席アナウンスや同時通訳、舞台写真の撮影等を行うことのできる室

主な開催事業 客席に準じる

施設の仕様

- ① 客席の後方で舞台を十分に見渡せる位置に、客席空間と区画した室として計画する。
- ② 話声やモニタスピーカーからの再生音などが客席内に漏れない程度の遮音性能に加えて、子どもがガラス面を叩くことにも配慮した計画とする。
- ③ 室内照明は、客席照明と連動して調光できるようにする。
- ④ 舞台からの音をモニターするスピーカーを設ける。
- ⑤ 客席アナウンスや同時通訳を行うためのマイク、スピーカー、電源用コンセントを設ける。ただし、それぞれの利用に必要な機器については、設計まで行うものとし、別途調達する。
- ⑥ ITV 設備、インターホン設備、内線電話などの舞台連絡設備を備える。
- ⑦ 客席に面する開口部には、遮光できるカーテンを設ける。

A-3

施設区分 大ホール機能／ホワイエ

室 名 大ホールホワイエ

規 模 適宜

施設概要 開演前、休憩時間、終演後に観客が交流・休憩するための空間

主な開催事業 アフタートークイベント・初日パーティーなど、記者発表、
ポスター・舞台美術模型・舞台衣裳などの展示など

室 性 能 室内騒音低減目標値：NC-40

施設の仕様

- ① 公演時には、もぎり以後をホールホワイエ（鑑賞者ゾーン）として家具等で区画する。
- ② ホールホワイエへの入口部分に、4箇所程度のもぎりスペースと、招待者や関係者用の同スペースを確保する。
- ③ もぎり近くにITV 設備、内線電話等の舞台連絡設備を設置する。
- ④ ホールホワイエが複数階にまたがる場合、車椅子利用者や高齢者が移動するためのエレベーターを設置する。エレベーターは、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づいた設備とする。
- ⑤ 舞台及び楽屋エリアからホールホワイエへの動線を設ける。
- ⑥ 各階のホール出入口付近などに大型モニターを設置し、休憩時間等の表示を行う。
- ⑦ 客席に持ち込みづらい鑑賞者の荷物等を預かることのできるクロークを設置する。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑧ 鑑賞者へ飲食サービスを行うためのドリンクコーナーと飲食のためのスペースとしてカウンターや必要な設備を設ける。
 - ・ドリンクコーナーは、ソフトドリンク及びアルコール類、調理の必要のないケーキやサンドイッチなどの軽食を提供する。
 - ・返却用のワゴンをカウンター横に設けるなど、混雑を緩和できるよう配慮する。
 - ・ドリンクコーナーはホワイエの主階で利用しやすい配置とし、上階など他の階のホワイエからも分かりやすい工夫を行う。
 - ・主催者等関係者の打上げ利用も想定する。
- ⑨ 客席の主階に確保し、ホールへのアプローチ空間としてふさわしいハレの場とする。
- ⑩ 開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。
- ⑪ 内装は、鑑賞者が鑑賞以外の時間を過ごすのに相応しいデザインとする。
- ⑫ 大ホールホワイエ空間については、小田原市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、使用する内装材などを選定することが求められる。

A-4

施設区分 大ホール機能／ホワイエ
室名 主催者控室
規模 適宜
施設概要 主催者の表周りスタッフの控室、
休憩やチラシ折込等の作業スペース

施設の仕様

ITVモニター、モニタスピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A-5

施設区分 大ホール機能／ホワイエ
室名 レセプション控室
規模 適宜
施設概要 客席案内係を配置する催事の際の控室、その他スタッフ控室

施設の仕様 ITVモニター、モニタスピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A-6

施設区分 大ホール機能／ホワイエ
室名 ホワイエ備品庫
規模 適宜
施設概要 椅子、テーブル、サイドスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーテーション、子供用クッション、傘立て等のホールホワイエ備品の収納室
施設の仕様 適宜分散配置可とする

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

A-7

施設区分 大ホール機能／ホワイエ
室名 鑑賞者用トイレ
規模 適宜
施設概要 ホールの鑑賞者専用のトイレ
施設の仕様

- ① 複層階にわたるホールホワイエに各階の客席数に応じた便器数を適宜設ける。
- ② 鑑賞者の列がホールホワイエ内に大きくはみ出すことのないよう配慮する。
- ③ 男女別に加え、みんなのトイレを各階ホールホワイエに1ヶ所以上設ける。また、その内の1ヶ所以上に大人用折り畳みベッド及びオストメイトを計画する。
- ④ 衛生器具数は、待時式利用と公演による男女比の変動に配慮して、適切なサービスレベルになるよう算出する。
- ⑤ 女子便器数は、「空気調和・衛生学会 衛生器具の適正器具算定法」に示すホール・劇場の適正器具数レベル1以上を満たすものとする。
- ⑥ 男子便器数は、「空気調和・衛生学会 衛生器具の適正器具算定法」に示すホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たすものとする。
- ⑦ 大便器は、洋式便器で洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。
- ⑧ 女子トイレ内には、パウダーコーナーを設ける。
- ⑨ 高齢者、子ども、障害者に配慮した計画とする。
- ⑩ 聴覚障害者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。
- ⑪ 視覚障害者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。
- ⑫ ベビーチェア付きブース、ベビーベッドを適宜計画する。
- ⑬ 扉の開閉によりプレート角度が変わり、空気が一目で分かる計画とする。
- ⑭ 洗面台や小便器前など、傘掛け用フックを設置する。
- ⑮ それぞれのトイレ内にモニタスピーカーを設ける。

A-8

施設区分 大ホール機能／舞台
室名 舞台（主舞台・側舞台）
施設概要

- ① フライロフト（舞台上部）：各種の舞台吊物設備や舞台照明設備を設置するための舞台上部空間。
- ② スノコ：舞台上部に設置するすのこ状の床上に、舞台吊物設備の駆動装置等を設置するとともに、そこから吊物設備を吊下げる。
- ③ 主舞台：主たる演技エリアで、観客席から観ることのできる舞台エリア。
- ④ 側舞台（上手・下手）：主舞台の上手、下手に設ける演出を支援するための副舞台。
- ⑤ フライギャラリー：側舞台の上部に設ける演出支援のための作業用通路。主舞台に対し、舞台横側からの投光やスピーカーなどを仮設するための拠点。

主な開催事業 客席に準ずる

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

室 性 能 NC-20以下

施 設 の 仕 様

- ① 舞台床は1階床レベルとし、搬入等の作業性に配慮した計画とする。
- ② 主舞台は、幅16.38m（9間）以上×奥行最大18.2m（10間）程度とする。奥行きについては、アクティングエリア14.56m（8間）を想定し、支障の無い寸法として提案すること。
- ③ 側舞台は、上手：幅8.19m（4.5間）×奥行14.56m（8間）以上、下手：幅10.01m（5.5間）×奥行14.56m（8間）以上とする。
- ④ アクティングエリア幅14.56m（8間）×奥行14.56m（8間）を想定し、各客席から十分に鑑賞できる客席計画とする。
- ⑤ プロセニアムの開口は、幅16.38m（9間）以上、高さ12.12m（40尺）以上とする。
- ⑥ 音響反射板利用時に、舞台と客席が一体の空間になるように計画する。
- ⑦ 舞台袖には手洗いや掃除用流しを設置する。
- ⑧ トラスなど長尺物の搬出入がスムーズにできるようにする。
- ⑨ スノコ（フライギャラリー）下部で9.3m以上を確保する。
- ⑩ 舞台技術者がスノコレベルへ移動するための階段・エレベーターを設置する。

A-9

施 設 区 分 大ホール機能／舞台

室 名 オーケストラピット

規 模 80㎡程度

施 設 概 要 客席前方に設けられるオーケストラ等の演奏スペース、前迫

主な開催事業 客席に準ずる

施 設 の 仕 様

- ① 昇降により、主舞台の前迫及びオーケストラピットになる計画とする。
- ② 前迫及びオーケストラピットとして使用する際、可動椅子は側舞台に収納するものとする。
- ③ オーケストラピットへは、1階客席部からのアクセスとする。
- ④ オーケストラピットを設置した際、客席からオーケストラピット内に転落しないようオーケストラピット手摺を設ける。オーケストラピット手摺は、手動で安全かつ簡便に移動と設置ができる仕様とする。

A-10

施 設 区 分 大ホール機能／舞台

室 名 舞台備品庫

規 模 60㎡程度

施 設 概 要 大道具備品、舞台照明機器、舞台音響機器等の収納庫

施 設 の 仕 様

- ① 舞台と同じレベルで、舞台に近接する位置に計画する。搬出入用エレベーターを設置する場合は、それらに寄せやすい位置に計画する。その他、搬入動線には、

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

段差を生じさせないこと。この動線は、滑りにくく円滑に重量物を移動でき、傷についても補修しやすい仕上げとする。

- ② 天井高さは、舞台備品を容易に収納できるよう有効 4m以上確保する。
- ③ 舞台備品庫の扉幅及び高さは、3m以上とする。
- ④ 大道具備品を十分に収納できる室形状・広さを確保し、備品を簡便に取り出せる構造とする。

A-1 1

施設区分 大ホール機能／舞台

室名 ピアノ庫

規模 適宜

施設概要 ピアノ専用の保管庫

施設の仕様

- ① ピアノの移動距離を極力短くするため、舞台に近接する位置に計画する。下手側が望ましい。
- ② フルコンサートピアノを 2 台以上保管できる広さを確保する。また、ピアノ椅子や専用移動台車も収納できるものとする。
- ③ ピアノの保管に適切な温度・湿度を常時維持・調節することのできる空調設備（24 時間稼働）を計画する。
- ④ ピアノの移動時に傷つけることのないよう壁にはストレッチャーガードのようなクッション材を設置する。
- ⑤ ピアノ庫内で調律を行うことも想定して、遮音・吸音性能及び適切な照度を備える。
- ⑥ 大小ホールのピアノ庫は、スムーズな移動を前提に一体利用を可能とする。

A-1 2

施設区分 大ホール機能／舞台

室名 照明音響備品庫

規模 適宜

施設概要 照明器具やスピーカー等の保管庫

施設の仕様 適宜

A-1 3

施設区分 大ホール機能／舞台

室名 機構制御盤室

規模 適宜

施設概要 舞台機構の全電動昇降システムの制御盤室

施設の仕様

- ① 負荷のバランスを考慮した位置に設置する。調整室及び舞台袖からアクセスしやすい位置に計画する。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ② 機器稼働時の発熱をコントロールするための空調設備を設ける。
- ③ 機器の稼働音や振動が客席に影響を及ぼさない計画とする。
- ④ インターホンや内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A-14

施設区分 大ホール機能／舞台

室名 調光盤室

規模 適宜

施設概要 舞台照明設備の調光盤を設置するための室。

施設の仕様

- ① 負荷のバランスを考慮した位置に設置する。また、調光操作室及び舞台袖からアクセスしやすい位置に計画する。
- ② 機器稼働時の発熱をコントロールするための空調設備を設ける。
- ③ 機器の稼働音や振動が客席に影響を及ぼさない計画とする。
- ④ インターホンや内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A-15

施設区分 大ホール機能／舞台

室名 アンブラック室

規模 20 m²程度

施設概要 舞台音響設備のアンプなどを設置する室

施設の仕様

- ① スピーカーの配置を考慮した位置に設置する。また、音響調整室及び舞台袖からアクセスしやすい位置に計画する。
- ② 機器稼働時の発熱をコントロールするための空調設備を設ける。
- ③ 機器の稼働音や振動が客席に影響を及ぼさない計画とする。
- ④ インターホンや内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A-16

施設区分 大ホール機能／舞台

室名 大ホール荷捌き

規模 40m²程度

施設概要 ホール専用の搬入口（舞台の利用に伴い使用する）

施設の仕様

- ① 11tトラック1台（ガルウイング車両）が雨天でも支障なく荷下ろしができるだけの広さと高さを確保する。また、大型コンテナ（背高タイプを含む）の搬出入にも支障のない構造とする。
- ② 待機スペースを1台分確保すること。
- ③ 舞台と同一階とする。
- ④ 荷捌きを経由して外部騒音が舞台に影響しないよう各所に十分な遮音扉を設ける。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑤ 荷捌きの有効天井高さは、駐車部（ガルウィング開放時）で5.5m以上とし、それ以外の部分では4.5m以上とする。
- ⑥ 荷下ろしデッキを設ける。荷下ろしデッキと駐車床とのレベル差は、1m程度とする。
- ⑦ 搬入物が接触することで、壁、天井の仕上げが破損することのないよう仕上げ材の材質に配慮する。また、特に壁の出隅部は、コーナーガードを設ける。
- ⑧ 大道具の搬出入に支障のない荷下ろしデッキの一部に、大道具のタッチアップや搬入物の水洗いのための地流し及び電源を設ける。
- ⑨ 叩き場として利用も考慮する。
- ⑩ 搬入口の外部には、搬入車両の到着を知らせるためのインターホンを設け、舞台袖、ホール事務室、技術スタッフ室等との連絡を可能とする。また、舞台袖で搬入作業の指示が行えるようITVカメラ、インターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

A-17

施設区分 大ホール機能／技術

室名 調光操作室

規模 20 m²程度

施設概要 舞台照明設備の調光操作（客席及び舞台照明）を行う室

施設の仕様

- ① 客席後部で、舞台が見渡せる位置に設置する。
- ② プロセニウム開口全てを視認できるサイトラインを確保する。調光操作室直前の客席や客席通路を行き来する鑑賞者が、サイトラインの障害とならないよう配慮する。
- ③ 調光操作室の前面は無色透明ガラスとする。
- ④ ガラス面は、清掃等のメンテナンス性を考慮すること。
- ⑤ ガラス面からの反射光には、十分注意すること。
- ⑥ 調光操作中の舞台技術者の音声は客席内へ漏れることのないよう操作室と客席間に設ける開口は一定の遮音性能を確保する。また、開口に縦柵を設ける場合、調光操作に支障のない位置に設置する。同様に、隣接する室内へ音声は漏れることのないよう操作室と隣接室は一定の遮音性を確保する。
- ⑦ 舞台仕込み及びバラシ時には、前面開口の一部を開き、直接指示ができる計画とする。
- ⑧ 調光操作卓及び周辺機器を十分に配置できる広さを確保する。
- ⑨ 調光操作卓を含め、機材を簡便に室外へ運び出すことができるよう計画する。
- ⑩ 客席内で調光操作を行う場合に、室内の機材と接続できる接続盤を客席内に設ける。
- ⑪ 操作室内は、本番時に調光が可能な照明設備を設ける。
- ⑫ ITVモニター、モニタスピーカー及びインターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑬ 客席に面する開口部は、完全に遮光できるようカーテンを設ける。
- ⑭ 操作室床面は、フリーアクセス床とする。
- ⑮ 近接した場所に技術者専用トイレを設置する。

A-18

施設区分 大ホール機能／技術

室名 音響調整室

規模 30 m²程度

施設概要 舞台音響設備の音響調整（調整・操作）を行う室

施設の仕様

- ① 客席後部で、舞台が見渡せる位置に設置する。
- ② プロセニウム開口全てを視認できるサイトラインを確保する。音響調整室直前の客席や客席通路を行き来する鑑賞者が、サイトラインの障害とならないよう配慮する。
- ③ 音響調整室の前面は無色透明ガラスとする。
- ④ 音響オペレーターが客席内の音を直接聞きながら音響調整を行うため、操作卓前面は完全に開放できるようにする。ただし、必要時には遮閉し、遮音できる計画とする。同様に、隣接する室内へ音声が漏れることのないよう操作室と隣接室は一定の遮音性を確保する。
- ⑤ 調整卓及び周辺機器を十分に配置できる広さを確保する。
- ⑥ 調整卓を含め、機材を簡便に室外へ運び出すことができるよう計画する。
- ⑦ 客席内で音響調整を行う場合に、室内の機材と接続できる接続盤を客席内に設ける。
- ⑧ 調整室内は、本番時に調光が可能な照明設備を設ける。
- ⑨ ITVモニター、モニタスピーカー及びインターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。
- ⑩ 客席に面する開口部は、完全に遮光できるようカーテンを設ける。
- ⑪ 調整室床面は、フリーアクセス床とする。
- ⑫ 近接した場所に技術者専用トイレを設置する。

A-19

施設区分 大ホール機能／技術

室名 映像投影室

規模 適宜

施設概要 プロジェクターを配置し、映像を投影するための室

施設の仕様 調光操作室・音響調整室に準ずる

A-20

施設区分 大ホール機能／技術

室名 フロントサイド投光室（上手・下手）

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

規 模 30 m²程度

施 設 概 要 客席前部の上手・下手壁面から舞台に対して横方向から投光する拠点

施 設 の 仕 様

- ① 客席前部の上手・下手の壁面に設け、舞台に対して前方横方向からの投光を行う。客席バルコニーの先端部（舞台より）に位置する。
- ② 舞台や調光操作室から容易にアクセスできる動線を確保する。また、必要に応じてバルコニー客席からも乗り込めることが望ましい。
- ③ 灯具の搬出入に支障がない動線を確保する。
- ④ それぞれの灯体から舞台床面の主だったエリアに投光することができるものとする。
- ⑤ 上演中は基本的に無人であるが、特殊な演出では、ここで灯具を操作しながら投光することもある。
- ⑥ 灯具からの排熱や光が客席に影響ないように配慮する。
- ⑦ インターカムコンセント盤などの舞台連絡設備を計画する。

A-21

施 設 区 分 大ホール機能／技術

室 名 第1シーリングスポットライト投光室

規 模 50 m²程度

施 設 概 要 客席天井部から舞台へ投光する拠点

施 設 の 仕 様

- ① 客席天井部に設置し、プロセニウム開口全幅を照射できること。そのため、投光室は、プロセニウム開口幅と平行に設け、投光開口幅は、プロセニウム最大開口幅以上とする。
- ② 舞台や調光操作室から容易にアクセスできる動線を確保する。
- ③ 灯具の搬出入に支障がない動線を確保する。
- ④ 投光室前面は、照明器具や色枠などの落下を防ぐために溶接金網又はガラスで区画する。
- ⑤ 灯具からの排熱で室内温度が上昇することに配慮した空調設備を設ける。
- ⑥ 投光室内は、調光が可能な作業照明設備を設け、三路スイッチとする。
- ⑦ インターカムコンセント盤などの舞台連絡設備を計画する。

A-22

施 設 区 分 大ホール機能／技術

室 名 フォロースポットライト投光室及び
第2シーリングスポットライト投光室

規 模 50 m²程度

施 設 概 要 舞台上の演技者に合わせて、その動きを補足するためのフォロースポットライトの投光及び操作を行う室

第2シーリングスポットライト投光室は、第1シーリングスポットライ

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

ト投光室に準じる

施設の様

- ① 客席後方の最上部の中央部にフォロースポットライト投光室を計画する。
- ② フォロースポットライト投光室の両脇に第2シーリングスポットライト投光室を計画する。
- ③ フォロースポットライトは、舞台袖から Horizont幕まで照射できるものとする。
- ④ 舞台及び調光操作室からアクセスが容易に行える位置に設置する。
- ⑤ オペレーターが使用できるトイレなどにも配慮する。
- ⑥ オペレーターの操作環境に配慮した空調設備を設ける。
- ⑦ 客席とフォロースポット投光室は、無色透明ガラスで区画する。
- ⑧ フォロースポットライトの移動に支障がない床仕上げとする。
- ⑨ 灯具の補修や更新時に灯体を容易に搬出入できる動線を確保する。
- ⑩ フォロースポットライトの転倒防止措置を講じる。
- ⑪ 投光室内は、調光が可能な作業照明設備を設け、三路スイッチとする。
- ⑫ 客席への反射には、十分注意すること。
- ⑬ インターカムコンセント盤、内線電話、モニタスピーカー等の舞台連絡設備を計画する。

A-23

施設区分	大ホール機能／技術
室名	その他ライト投光室関係諸室
規模	適宜
施設概要	舞台照明等の操作を行うスペース
施設の様	別添による

A-24

施設区分	大ホール機能／楽屋
室名	小楽屋
規模	定員：1～3名程度、3室以上、面積合計：45㎡以上 ※楽屋は合計で60名以上の収容人員を確保すること。
施設概要	出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩するための室 主演級の役者、ソリスト、コンサートマスター用の特別楽屋 個人での利用も想定する

施設の様

- ① 舞台と同じレベルに計画。舞台にアクセスしやすい位置で、静けさにも配慮する。
- ② 舞台と異なる階に設ける場合、舞台階への直通専用エレベーターを計画する。このエレベーターは、キャリングハンガーなどの備品が乗る大きさを確保する。
- ③ 外気に直接面し、外気と外光を直接取り入れられることが望ましい。ただし、必要に応じて遮光できるものとする。
- ④ 小楽屋にふさわしい天井高（有効高さ2.5m以上）を確保する。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑤ 室内にトイレ（洗浄式便座・便座ウォーマー付き）、シャワー室、洗面化粧台（給湯設備有り）を設ける。
- ⑥ 収容人数に応じた化粧前（カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子棚）、ロッカーを設ける。
- ⑦ 休憩するための長椅子やキャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保する。
- ⑧ 化粧前のコンセントは、ヘアドライヤーの同時利用に対応できる容量を確保する。また、分電盤は室内に設ける。
- ⑨ 備品の畳を敷き込むことができるよう配慮する。
- ⑩ 入口扉は、幅1.2m（親子扉）以上、高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設ける。
- ⑪ ITVモニター、モニタスピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。
- ⑫ 各楽屋で個別調整が可能な空調設備を設ける。

A-25

施設区分 大ホール機能／楽屋

室名 中・大楽屋

規模 定員：10～12名程度、3室以上、面積合計：80 m²以上

※楽屋は合計で60名以上の収容人員を確保すること。

施設概要 出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩するための室
助演者、公演主催者側のスタッフ等の楽屋

施設の仕様

- ① できるだけ多くの室を舞台と同じレベルに設け、舞台にアクセスしやすい位置に設置する。
- ② 舞台と異なる階に楽屋を設ける場合、舞台階への直通専用エレベーターを計画する。このエレベーターは、キャリングハンガーなどの備品が乗る大きさを確保する。
- ③ 外気に直接面し、外気と外光を直接取り入れられることが望ましい。ただし、必要に応じて遮光できるものとする。
- ④ 楽屋にふさわしい天井高（有効高さ 2.5m 以上）を確保する。
- ⑤ 収容人数に応じた化粧前（カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子棚）、ロッカーを設ける。
- ⑥ 休憩するための長椅子やキャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保する。
- ⑦ 化粧前のコンセントは、ヘアドライヤーの同時利用に対応できる容量を確保する。また、分電盤は室内に設ける。
- ⑧ カーテンで仕切ることのできる更衣スペース（姿見、照明付）を設ける。
- ⑨ 洗面化粧台（給湯有り）を設ける。水栓は、シャンプーが可能なヘッドとする。
- ⑩ 備品の畳を敷き込むことができるよう配慮する。
- ⑪ 入口扉は、幅1.2m（親子扉）以上、高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設ける。
- ⑫ ITVモニター、モニタスピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑬ 各楽屋で個別調整が可能な空調設備を設ける。
- ⑭ 大人数利用への対応として、他機能の部屋を、一時的に楽屋利用できる計画とする。

A-26

施設区分 大ホール機能／楽屋
室名 楽屋口・楽屋事務室
規模 適宜

位置については、1階とする

施設概要 楽屋口：出演者及び公演関係者のための専用の出入口
楽屋事務室：楽屋エリアへの出入り確認と楽屋管理、外部者対応のための室。
警備員控室を兼ねる。

施設の仕様

- ① 楽屋口は、大道具の搬入動線に干渉しない独立した位置に計画する。
- ② 楽屋事務室には、楽屋エリアへの出入りを確認するための受付カウンターを備える。
- ③ 楽屋事務室には、ITVモニター、モニタスピーカー、インターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。
- ④ 楽屋事務室付近に出演者やスタッフの在室を確認するための着到板を設ける。
- ⑤ 楽屋階、舞台階に直接アクセスできる専用エレベーターを設ける。
- ⑥ 楽屋から出演者の駐車場へのアクセス動線に配慮する。

A-27

施設区分 大ホール機能／楽屋
室名 楽屋倉庫
規模 適宜
施設概要 楽屋関係で使用する備品や消耗品の収納庫

施設の仕様

- ① 技術スタッフ室及び楽屋に近接する位置に設置する。
- ② 収納品を簡便に取り出しやすい構造とする。

A-28

施設区分 大ホール機能／楽屋
室名 楽屋トイレ
規模 適宜
施設概要 楽屋エリア専用トイレ

施設の仕様

- ① 楽屋トイレは、小楽屋利用者以外を対象に設置する。楽屋エリアが複数階にわたる場合には、適宜各階に設置する。また、舞台付近に1カ所設置する。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ② トイレは、洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。
- ③ 手洗いは、給水・給湯設備、ペーパータオルホルダーを設ける。
- ④ 男女別に加え、車椅子利用者が使用できるみんなのトイレを適宜設置する。
- ⑤ 衣裳を着た出演者の利用に配慮した扉やブースの広さとする。
- ⑥ 聴覚障害者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。
- ⑦ 視覚障害者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。
- ⑧ モニタスピーカーを設置する。

A-29

施設区分 大ホール機能／楽屋
室名 楽屋シャワー室
規模 適宜
施設概要 楽屋エリア専用シャワー室
施設の仕様

- ① シャワー室を男女別に各2ブース、合計4ブース程度設ける。それぞれのシャワー室には、個別に脱衣室を設ける。
- ② 給水・給湯設備を設ける。

A-30

施設区分 大ホール機能／楽屋
室名 アーティストラウンジ
規模 適宜
施設概要 楽屋利用者の休憩・歓談や外部者と面談などするスペース
施設の仕様

- ① 楽屋エリアの一部に計画する。
- ② 給湯設備（電気式湯沸し器を設ける）及び流しを設け、飲食も可能なスペースとする。
- ③ ケータリングなどの利用も可能とし、そのために必要なコンセントなどを設ける。
- ④ 自動販売機が設置できるスペースとコンセント設備を設ける。
- ⑤ ITVモニター、モニタスピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

A-31

施設区分 大ホール機能／楽屋
室名 グリーンルーム
規模 定員：4名程度 面積：20㎡程度
施設概要 出演者同志の歓談や来客（支援者等）との面談などをするスペース
施設の仕様

- ① 楽屋に近い位置に計画する。
- ② 手洗いは、給水・給湯設備を設ける。
- ③ ITVモニター、モニタスピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ④ 楽屋等、多目的な利用ができる計画とする。

A-32

施設区分 大ホール機能／楽屋

室名 洗濯・乾燥室

規模 適宜

施設概要 施設利用者の衣裳や小道具を洗濯する

施設の仕様

- ① 楽屋に隣接した位置に計画する。
- ② 二層式洗濯機1台以上、一層式洗濯機1台以上、乾燥機2台以上が設置できるものとする。
- ③ 大型の衣裳（着ぐるみなど）や布類を手洗いできる大型シンクを1台設ける。
- ④ 洗濯機を設置できるよう給排水及び給湯設備、コンセントを設ける。

A-33

施設区分 大ホール機能／楽屋

室名 出待ちスペース（上手・下手）

規模 適宜

施設概要 楽屋から側舞台に入る上手、下手両方の出入口付近に計画する

施設の仕様

- ① 側舞台に至る廊下の一部に、出演者及びスタッフが出待ちのために溜まることのできるスペース
- ② 小道具や持ち道具、ワイヤレス装置などが並べられるスペースを確保する。
- ③ 出演前の姿や衣裳を確認できるよう照明付きの姿見を設置する。
- ④ 必要に応じて移動型化粧前などを設置するスペースやコンセントを確保する。
- ⑤ ITVモニター、モニタスピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

A-34

施設区分 大ホール機能／楽屋

室名 給湯室

規模 適宜

施設概要 大ホール楽屋利用者用の共用給湯室
モニタスピーカーを設置する

A-35

施設区分 大ホール機能／共通

室名 廊下・階段

規模 適宜

施設概要 大ホールエリアを結ぶ廊下及び階段

施設の仕様

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ① 楽屋、ホールホワイエといった利用者が限定されるエリアごとに（車椅子等でも容易に移動できるよう）必要な縦方向の動線に留意する。
- ② ホール楽屋等の廊下幅は有効2m以上、有効高さ2.5m以上とし、基本的に段差は設けない。
- ③ 出演者動線は、衣裳やかつら等の小道具を身に着けた状態で移動することから、可能な限り有効幅を広く、有効高さを高く計画する。特に天井及び壁面からの突起物（例えば、室名札など）については、十分に配慮する。
- ④ 床面は、滑りにくい仕上げとし、壁面の出隅は、重量物が接触して破損することがないようにコーナーガードや必要に応じてストレッチャーガードなどを設ける。
- ⑤ 楽屋エリアへの入退館は1ヶ所に限定し、楽屋事務室で十分に監視できる動線計画とする。
- ⑥ モニタースピーカーを設ける。

5 小ホール系機能

以下に示す（1）基本事項及び（2）各室計画とともに、【別紙1】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

（1）基本事項

- ① 市民自らが芸術文化活動の成果を発表・上演することを主な目的とし、その他、優れた公演を鑑賞することもできるホールを目指す。生音の響きを十分に活かすことのできるホールとして計画する。
- ② クラシック音楽・ポピュラー音楽などの音楽芸術やミュージカル・演劇等の舞台芸術など各ジャンルの公演、バレエやピアノなどをはじめとする市民による各種芸術文化活動の発表、市民集会、講演会、映像作品の上映などの用途での使用とする。
- ③ 生音の響きが求められる音楽利用から、舞台芸術作品の上演まで、多様な演目に対応することのできる多目的型とする。

（2）各室計画

B-1

施設区分 小ホール機能／舞台・客席
室名 舞台・客席
規模 定員：移動型客席200席以上、最大300席
施設概要 舞台や客席を自由に設定できる平土間式の空間

主な開催事業

- ① 市民利用をメインとした演奏会・公演・発表会など
- ② 音楽の公演
- ③ 小規模の演劇やダンス等の舞台芸術や発表会
- ④ 平土間での様々な多目的利用
- ⑤ 大ホールのリハーサル利用

室性能 NC-20以下

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

施設の仕様

- ① 音の響きをもち、また音の響きを制御し音楽的環境と演劇的環境を両立させる計画とすること。
- ② 客席200席（移動客席）以上を構成した状態で、主舞台及び側舞台を構成することのできる平土間空間を計画すること。ただし、演劇利用や音楽利用時における鑑賞条件についても十分に考慮した上で床面のしつらえを工夫すること。
- ③ 主舞台は幅10.92m（6間）×奥行9.10m（5間）以上とする。
- ④ 側舞台は、上手1.82m（1間）、下手2.73m（1.5間）以上とする。
- ⑤ アクティングエリア幅9.10m（5間）×奥行7.28m（4間）を想定し、各客席から十分に鑑賞できる客席計画とする。
- ⑥ 舞台想定範囲上部には、小規模でもフライタワーを計画する。
- ⑦ 仮設プロセニウムの高さは、4.545m（15尺）以上とする。
- ⑧ 技術ギャラリー、固定ブリッジ下は、6.06m（20尺）以上確保する。
- ⑨ 音響反射方策について提案すること。
- ⑩ 車椅子席は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例で規定する席数以上を確保すること。
- ⑪ 客席は移動型格納客席200席以上として計画すること。最大300席の設置状態で舞台奥行5.46m（3間）以上を確保すること。
- ⑫ 移動型格納客席は歩行時の揺れなどに対して十分な強度を持つとともに、簡易に短時間で設置及び収納ができるように計画すること。
- ⑬ 席番銘板は、座と背の2箇所設け、通路側床に列番号銘板を取付ける。
- ⑭ 通路や階段は、歩きやすさに配慮するとともに、避難時のスムーズな移動に十分留意した計画とする。
- ⑮ 客席空間の内装及びデザインは小田原市の顔となるよう、上質で居心地がよく、落ち着いた空間となるよう配慮する。
- ⑯ 天井部には、舞台照明器具や幕設備等を設置することができるとともに、音楽利用を考慮し、建築音響的にも配慮された固定のギャラリーを適宜計画すること。
- ⑰ 床レベルから固定ギャラリーの下端までの天井有効高さは6m以上とすること。また、固定ギャラリーは2m以上の有効天井高さを確保し、固定ギャラリー上での作業や通行に支障となることのないように計画をすること。
- ⑱ 小ホール内で飲食をしたとしても（レセプション、公演打ち上げなど）支障のないような床仕上げとすること。
- ⑲ 展示利用を想定し、技術ギャラリーの壁へコンセントを3m間隔で設けること。また、客席の床にはマルチフロアコンセント（電気及び通信）を、3m間隔で設けること。
- ⑳ 小ホールの音響シミュレーションを提示すること。また、残響や音響を調節する方策を提案すること。ただし、壁面や天井の可変（昇降）等による残響可変機構などの設置は想定していない。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

施設区分 小ホール機能／舞台・客席
室名 技術ギャラリー
規模 適宜
施設概要 舞台照明の操作等を行うスペース
主な開催事業 客席に準じる

施設の仕様

- ① 移動型格納客席の後方上部及び側部に計画すること。
- ② 小ホール空間とは区画せずに、ギャラリー形状で構成すること。
- ③ 舞台照明の操作に支障のない、十分なスペースと天井高さを確保すること。

B-3

施設区分 小ホール機能／ホワイエ
室名 小ホールホワイエ
規模 適宜
施設概要 開演前、休憩時間、終演後に観客が交流・休憩するための空間
主な開催事業 ポスター、舞台衣裳などの展示などもおこなうことがある。
室性能 室内騒音低減目標値：NC-40

施設の仕様

- ① 公演が行われる際には、もぎり以後のエリアを観客ゾーンとして共用エリアと区画すること。ただし、公演が行われていない場合では共用エリアとの区画を無くすことにより、一体的に利用できる計画とすることが望ましい。
- ② 簡易なレセプションやパーティ等が行われることも想定し、床の仕上げや広さに配慮すること。
- ③ ITVモニター、モニタースピーカー及び連絡設備を設けること。
- ④ 給湯スペースを計画すること。
 - ・流し台に加え簡易な給湯設備を設けるとともに、ポット等を使用するため必要となるコンセントや換気扇を計画すること。ただし、ガスコンロや電磁調理器等の設備を設ける必要はない。
 - ・ホワイエ空間とは可動壁若しくは建具等で区画し、給湯スペースを使用しない場合は観客の視線から隠すことができるように設えを工夫すること。
- ⑤ 市民発表等が多く行われることを考慮し、ハレの場に相応しい空間とすること。
- ⑥ 小ホールホワイエ空間については、小田原市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、使用する内装材などを選定することが求められる。

B-4

施設区分 小ホール機能／ホワイエ
室名 多目的室
規模 適宜
施設概要 多目的利用スペース、主催者控室、休憩やチラシ折込等の作業スペース
施設の仕様

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

ITVモニタ、モニタスピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備える。

B-5

施設区分 小ホール機能／ホワイエ
室名 ホワイエ備品庫
規模 適宜
施設概要 椅子、テーブル、サイドスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーティション、子供用クッション等のホールホワイエ備品の収納室
施設の仕様 適宜分散配置可とする

B-6

施設区分 小ホール機能／ホワイエ
室名 鑑賞者用トイレ
規模 適宜
施設概要 小ホールの鑑賞者専用トイレ
施設の仕様

- ① 小ホールホワイエ内に客席数に応じた便器数を適宜設ける。
- ② 鑑賞者の列がホールホワイエ内に大きくはみ出すことのないよう配慮する。
- ③ 男女別に加え、みんなのトイレを各階ホールホワイエに1ヶ所以上設ける。また、その内の1ヶ所以上に大人用折り畳みベッド及びオストメイトを計画する。
- ④ 衛生器具数は、待時式利用と公演による男女比の変動に配慮して、適切なサービスレベルになるよう算出する。
- ⑤ 女子便器数は、「空気調和・衛生学会 衛生器具の適正器具算定法」に示すホール・劇場の適正器具数レベル1以上を満たすものとする。
- ⑥ 男子便器数は、「空気調和・衛生学会 衛生器具の適正器具算定法」に示すホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たすものとする。
- ⑦ 大便器は、洋式便器で洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。
- ⑧ 女子トイレ内には、パウダーコーナーを設ける。
- ⑨ 高齢者、子ども、障害者に配慮した計画とする。
- ⑩ 聴覚障害者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。
- ⑪ 視覚障害者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。
- ⑫ ベビーチェア付きブース、ベビーベッドを適宜計画する。
- ⑬ 扉の開閉によりプレート角度が変わり、空気が一目で分かる計画とする。
- ⑭ 洗面台や小便器前など、傘掛け用フックを設置する。
- ⑮ それぞれのトイレ内にモニタスピーカーを設ける。

B-7

施設区分 小ホール機能／舞台
室名 舞台備品庫
規模 適宜

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

施設概要 大道具備品、舞台照明機器、舞台音響機器等の収納庫

施設の仕様

- ① 天井高は、4m以上の高さの舞台備品を容易に収納できるようにする。
- ② 舞台備品庫の扉幅及び高さは、3m以上とする。
- ③ 大道具備品を十分に収納できる室形状・広さを確保し、備品を簡便に取り出せる構造とする。

B-8

施設区分 小ホール機能／舞台

室名 ピアノ庫

規模 適宜

施設概要 ピアノ専用の保管庫

施設の仕様

- ① ピアノの移動距離を極力短くするため、舞台に近接する位置に計画する。
- ② コンサートピアノを1台以上保管できる広さを確保する。また、ピアノ椅子や専用移動台車も収納できるものとする。
- ③ ピアノの保管に適切な温度・湿度を常時維持・調節することのできる空調設備（24時間稼働）を計画する。
- ④ ピアノの移動時に傷つけることのないよう壁にはストレッチャーガードのようなクッション材を設置する。
- ⑤ ピアノ庫内で調律を行うことも想定して、遮音・吸音性能及び適切な照度を備える。
- ⑥ 大小ホールのピアノ庫は、スムーズな移動を前提に一体利用を可能とする。

B-9

施設区分 小ホール機能／舞台

室名 機構制御盤・調光盤・アンプラック室

規模 適宜

施設概要 機構制御盤、調光盤、アンプ等の各設備について適切な場所に計画する。

ただし、全ての調光器を移動型で計画する場合には、調光盤室は不要。

施設の仕様

- ① 負荷のバランスを考慮した位置に設置する。調整室及び舞台袖からアクセスしやすい位置に計画する。
- ② 機器稼働時の発熱をコントロールするための空調設備を設ける。
- ③ 機器の稼働音や振動が客席に影響を及ぼさない計画とする。
- ④ インターホンや内線電話などの舞台連絡設備を備える。

B-10

施設区分 小ホール機能／舞台

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

室 名 小ホール荷捌き

規 模 40㎡程度

施設概要 小ホール専用の搬入口（舞台の利用に伴い使用する）

施設の仕様

- ① 11tトラック1台（ガルウィング車両）が雨天でも支障なく荷物の積み下ろしができるだけの広さを確保すること。
- ② 搬入口を経由して外部騒音が舞台に影響しないよう各所に十分な遮音扉を設ける。
- ③ 搬入口の有効天井高さは、駐車部（ガルウィング開放時）で5.5m以上とし、それ以外の部分では4.5m以上とする。
- ④ 搬入口には舞台の床と同レベルで荷下ろしデッキを設ける。荷下ろしデッキと駐車床とのレベル差は、1m程度とする。
- ⑤ 搬入物が接触することで、壁、天井の仕上げが破損することのないよう仕上げ材の材質に配慮する。また、特に壁の出隅部は、コーナーガードを設ける。
- ⑥ 叩き場としての利用も考慮する。
- ⑦ 搬入口の外部には、搬入車両の到着を知らせるためのインターフォンを設け、舞台袖、ホール事務室、技術スタッフ室等との連絡を可能とする。

B-11

施設区分 小ホール機能／楽屋

室 名 小楽屋

規 模 定員：1～5名程度、2室以上

※楽屋は合計で20名以上の収容人員を確保すること。

施設概要 出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩するための室

施設の仕様

- ① 舞台と同じレベルに計画。舞台にアクセスしやすい位置で、静けさにも配慮する。
- ② 舞台と異なる階に設ける場合、舞台階への直通専用エレベーターを計画する。このエレベーターは、キャリングハンガーなどの備品が乗る大きさを確保する。
- ③ 外気に直接面し、外気と外光を直接取り入れられることが望ましい。ただし、必要に応じて遮光できるものとする。
- ④ 天井高（有効高さ2.5m以上）を確保する。
- ⑤ 収容人数に応じた化粧前（カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子棚）を設ける。
- ⑥ 休憩するための長椅子やキャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保する。
- ⑦ 化粧前のコンセントは、ヘアドライヤーの同時利用に対応できる容量を確保する。また、分電盤は室内に設ける。
- ⑧ カーテンで仕切ることのできる更衣スペース（姿見、照明付）を設ける。
- ⑨ 洗面化粧台（給湯有り）を設ける。水栓は、シャンプーが可能なヘッドとする。
- ⑩ 備品の畳を敷き込むことができるよう配慮する。
- ⑪ 入口扉は、幅1.2m（親子扉）以上、高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設ける。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑫ ITVモニター、モニタスピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。
- ⑬ 各楽屋で個別調整が可能な空調設備を設ける。

B-12

施設区分 小ホール機能／楽屋
室名 中・大楽屋
規模 定員：10名程度、1室以上

※楽屋は合計で20名以上の収容人員を確保すること。

施設概要 出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩するための室
楽屋として利用しない場合は、会議室利用も想定する。

施設の仕様

- ① 舞台と同じレベルに計画。舞台にアクセスしやすい位置に計画する。
- ② 外気に直接面し、外気と外光を直接取り入れられることが望ましい。ただし、必要に応じて遮光できるものとする。
- ③ 天井高（有効高さ2.5m以上）を確保する。
- ④ 収容人数に応じた化粧前（カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子棚）を設ける。
- ⑤ 休憩するための長椅子やキャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保する。
- ⑥ 化粧前のコンセントは、ヘアドライヤーの同時利用に対応できる容量を確保する。また、分電盤は室内に設ける。
- ⑦ カーテンで仕切ることのできる更衣スペース（姿見、照明付）を設ける。
- ⑧ 洗面化粧台（給湯有り）を設ける。水栓は、シャンプーが可能なヘッドとする。
- ⑨ 備品の量を敷き込むことができるよう配慮する。
- ⑩ 入口扉は、幅1.2m（親子扉）以上、高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設ける。
- ⑪ ITVモニター、モニタスピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。
- ⑫ 各楽屋で個別調整が可能な空調設備を設ける。

B-13

施設区分 小ホール機能／楽屋
室名 楽屋口兼楽屋事務室
規模 適宜

施設概要 楽屋口：出演者及び公演関係者のための専用の出入口
楽屋事務室：楽屋エリアへの出入り確認と楽屋管理、
楽屋の管理及び楽屋外部との応接連絡を行う。
楽屋口兼楽屋事務室として利用しない場合は、会議室利用も想定する。

施設の仕様

- ① 位置については、1階を基本とする。
- ② 楽屋口は、大道具の搬入動線に干渉しない独立した位置に計画する。
- ③ 楽屋事務室には、楽屋エリアへの出入りを確認するための受付カウンターを備え

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

る。

- ④ 楽屋事務室には、ITV モニター、モニタスピーカー、インターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。
- ⑤ 楽屋事務室付近に出演者やスタッフの在室を確認するための着到板を設ける。

B-14

施設区分 小ホール機能／楽屋
室名 楽屋トイレ
規模 適宜
施設概要 楽屋エリア専用トイレ

施設の仕様

- ① トイレは、洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。
- ② 手洗いは、給水・給湯設備、ペーパータオルホルダーを設ける。
- ③ 男女別に加え、車椅子利用者が使用できるみんなのトイレを適宜設置する。
- ④ 衣裳を着た出演者の利用に配慮した扉やブースの広さとする。
- ⑤ 聴覚障害者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。
- ⑥ 視覚障害者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。
- ⑦ モニタスピーカーを設置する。

B-15

施設区分 小ホール機能／楽屋
室名 楽屋シャワー室
規模 適宜
施設概要 楽屋エリア専用シャワー室

施設の仕様

- ① 給水・給湯設備を設ける。
- ② 創造系・支援系シャワー室との兼用も可とする。

B-16

施設区分 小ホール機能／楽屋
室名 洗濯・乾燥スペース
規模 適宜
施設概要 施設利用者の衣裳や小道具を洗濯する

施設の仕様

- ① 楽屋に隣接した位置に計画する。
- ② 洗濯機を設置できるよう給排水及び給湯設備、コンセントを設ける。

B-17

施設区分 小ホール機能／楽屋
室名 給湯室

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

規 模 適宜

施 設 概 要 小ホール楽屋利用者用の共用給湯室
モニタースピーカーを設置する

B-18

施 設 区 分 小ホール機能／共通

室 名 廊下・階段

規 模 適宜

施 設 概 要 小ホールエリアを結ぶ廊下及び階段

施 設 の 仕 様

- ① 楽屋、ホールホワイエといった利用者が限定されるエリアごとに（車椅子等でも容易に移動できるよう）必要な縦方向の動線に留意する。
- ② ホール楽屋等の廊下幅は有効2m以上、有効高さ2.5m以上とし、基本的に段差は設けない。
- ③ 出演者動線は、衣裳やかつら等の小道具を身に着けた状態で移動することから、可能な限り有効幅を広く、有効高さを高く計画する。特に天井及び壁面からの突起物（例えば、室名札など）については、十分に配慮する。
- ④ 床面は、滑りにくい仕上げとし、壁面の出隅は、重量物が接触して破損することがないようにコーナーガードや必要に応じてストレッチャーガードなどを設ける。
- ⑤ 楽屋エリアへの入退館は1ヶ所に限定し、楽屋事務室で十分に監視できる動線計画とする。
- ⑥ モニタースピーカーを設ける。

6 展示系機能

以下に示す（1）基本事項及び（2）各室計画とともに、【別紙1】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

（1）基本事項

- ① 平面作品だけでなく、多様な表現を持つ現代の芸術作品、立体作品や工芸作品の展示に対応できるよう計画する。
- ② 多様化するアートシーンに対応できるようにパフォーマンスなど幅広い利用への対応ができるように計画する。
- ③ 企画（市民）展示を行うことで、市民が恒常的に集い、にぎわいの創出に寄与するとともに、そのにぎわいがギャラリーの外にもあふれ出るような配置計画とする。

（2）各室計画

C-1

施 設 区 分 展示系機能

室 名 ギャラリー

規 模 200㎡以上

施 設 概 要 芸術作品等を展示するギャラリー

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

有料での企画にも対応できるギャラリー

主な開催事業

- ① 芸術作品等の有料企画展示
- ② 芸術に関連するワークショップや講演会
- ③ 小規模コンサート

室 性 能 NC-25～30以下 積載荷重 1,000kg/m²

施設 の 仕 様

- ① ギャラリーは正形とし、有効天井高4.0m以上を確保し、床面はフローリングにて計画する。
- ② 小規模コンサートとしての使用を想定する。
- ③ 大型スクリーンを設置し、外部からのライブビューイングが可能な設備を設けるとともに、大ホール、小ホールのライブ映像を放映できる計画とする。
- ④ ギャラリー内を50～60m²/区画で複数の区画に分割し独立して使用できるようにする。なお、分割は可動展示パネルで行う計画とする。
 - ・各区画ともNC-40以下とする。
 - ・各区画で、常に温湿度調整が可能な計画とする。温湿度調整は各区画とのリモコンにより行う。
 - ・各区画内で、壁面全周及び中央部（2m x 2m）に格子状にピクチャーレール・照明レール及び電源を配置する。
 - ・各区画内にマルチフロアコンセント（電気及び通信）を配置する。
 - ・可動展示パネルの収納庫を設置する。
 - ・壁は、釘打ちが可能で、補修が容易な仕上を提案すること。
 - ・小ホールとオープンロビー等と併せて550m²以上の展示面積を確保すること。

C-2

施設区分 展示系機能

室 名 ギャラリー準備室

規 模 50 m²程度

施設概要 企画展示の準備作業・備品保管補完スペース

施設 の 仕 様 流し台・作業台を設置する

C-3

施設区分 展示系機能

室 名 ギャラリー荷捌き

規 模 適宜

施設概要 ギャラリー用の搬入口

施設 の 仕 様

- ① 中型トラック（4tロングトラック程度）1台が雨天でも支障なく荷物の積み下ろしができるだけの広さを確保すること。
- ② 適宜、コーナーガードを計画すること。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

7 創造系・支援系機能

以下に示す（１）基本事項及び（２）各室計画とともに、【別紙１】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

（１）基本事項

- ① 市民が芸術文化の創造活動を行う場として、また、その日常的な活動を支援するための機能を備えた諸室を計画する。
- ② 「見る」「見られる」の関係を意識し、共用部や外部から見えるように工夫する。

（２）各室計画基本事項

D-1

施設区分 創造系・支援系機能

室名 中スタジオ

規模 100㎡以上

施設概要 小規模の練習やリハーサルが行える室

室性能 NC-25以下

施設の仕様

- ① 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。
- ② 移動式間仕切りを設置し、2分割して利用できる計画とする。
- ③ 天井高は3.0m程度とし、グリッドパイプを設置する。
- ④ 振動・防音対策として防振遮音床とする。
- ⑤ 以下、利用状況に応じた音響・遮音性能を確保する。

<ダンス・演劇練習>

- ・少人数でのバレエやジャズダンス、舞踊、演劇などの練習を行う。
- ・練習に必要な鏡（壁面の一部・収納式）を常設する。
- ・移動式のダンスバーや鏡、ダンスシートなどの備品を備える。

<音楽練習>

- ・アップライトピアノを配置し、小編成の楽団や合唱団、生音の楽器練習などを行う。

<小ホールのリハーサル>

- ・小ホールのリハーサルを行う。

<会議・セミナー>

- ・テーブル、椅子や移動式ホワイトボードなどを備品として備え、各種会議に利用する。
- ・音響設備を設置し、プロジェクターやスクリーン、パソコン、移動式ホワイトボードなどを備品として備える。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

<楽屋>

- ・大ホールや小ホールのイベント時、多数の演者がいる場合は楽屋として利用する。

<その他>

- ・音楽練習に使用しない場合は、ワークショップルームとしても使用可能な計画とする。

D-2、3、4

施設区分 創造系・支援系機能

室名 小スタジオ1、小スタジオ2、小スタジオ3

規模 各20 m²程度

施設概要 ドラムやエレキギターなど電子楽器によるバンド練習や、管楽器等の練習などに利用する。

室性能 NC-25以下

施設の仕様

- ① 大音量の練習を行うため、十分な遮音性を確保する。
- ② 共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から活動状況が見える工夫を行う。なお、カーテン等により見られないようにできる計画とする。
- ③ 利用者が自分たちの演奏の様子を確認できる大型の鏡を壁面に設ける。
- ④ アンプ、ミキサー、録音、再生が可能な音響設備をシステムラックにより設置する。
- ⑤ 3室の内、2室はガラスで各室内が見えるようにする。また、録音用配線孔を設置し、録音スタジオとしての利用を考慮する。また、2室の内、1室は発声に対する反射も考慮する。

D-5

施設区分 創造系・支援系機能

室名 更衣室

規模 適宜

施設概要 創造系・支援系機能利用者のための男女別更衣室

D-6

施設区分 創造系・支援系機能

室名 トイレ

規模 適宜

施設概要 創造系・支援系機能利用者用のトイレ

施設の仕様

- ① 男女別に適切な数とする。
- ② 男女別に加え、みんなのトイレを設ける。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ③ 大便器は、洋式便器で洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。
- ④ 女子トイレ内には、パウダーコーナーを設ける。
- ⑤ 高齢者、子ども、障害者に配慮した計画とする。
- ⑥ 聴覚障害者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。
- ⑦ 視覚障害者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。
- ⑧ 洗面台や小便器前など、傘掛け用フックを設置する。

D-7

施設区分 創造系・支援系機能
室名 シャワー室
規模 適宜
施設概要 創造系・支援系機能利用者用シャワー室
施設の仕様

- ① シャワー室を男女別に各1ブース、合計2ブース程度設ける。それぞれのシャワー室には、個別に脱衣室を設ける。
- ② 給水・給湯設備を設ける。

D-8

施設区分 創造系・支援系機能
室名 給湯室
規模 適宜
施設概要 創造系・支援系機能利用者用の共用給湯室

D-9

施設区分 創造系・支援系機能
室名 備品・楽器庫
規模 適宜
施設概要 各室で使用する椅子、テーブルなどの備品を収納する
施設の仕様

- ① 基本的には、使用する備品の種類、数に応じた収納スペースを各室に設ける方針（各室面積の外で計画）とするが、共用できる備品については集中備品庫を適所に配置し、貸室利用時の準備、片づけ等に支障のない計画とする。

8 交流系機能

以下に示す（1）基本事項及び（2）各室計画とともに、【別紙1】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

（1）基本事項

- ① 市民が日常的に集い、交流する、にぎわいの場として、気軽に訪れ、利用のできるスペー

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

スとして計画する。

- ② 施設のエントランスとして来館者がくつろぎ、交流できるとともに、イベントやギャラリーとしても活用できる空間を整備する。施設全体の相乗効果によるにぎわいを創出するため、公演がない時でも気軽に利用できるカフェ等を設け、交流やにぎわいが生まれる「場」を形成する。

（2）各室計画

E-1

施設区分 交流系機能

室名 オープンロビー

規模 適宜

施設概要 施設の顔となる機能

全ての来館者の出入り口

イベントやギャラリーとしても活用できる空間

施設の仕様

以下の使用用途を想定した計画とする。

① 交流空間

- ・館の顔であり、誰もが訪れやすいものとする。
- ・居心地の良い、落ち着いた空間とし、テーブルや椅子を配置することで、目的がなくても訪れ、日常的なくつろぎの空間とするとともに、様々な交流が生まれる空間とする。
- ・施設全体の広報活動に利用する。
- ・デジタルサイネージや昇降ボタン等を提案すること。

② 展示及び広告

- ・気軽に文化芸術に触れる機会を提供するため、写真や美術作品の展示を行う。
- ・展示用設備や広告用設備などを提案すること。

③ コンサート

- ・気軽に文化芸術に触れる機会を提供するため、ロビーコンサートを開催する。
- ・ピアノ庫からピアノを搬入できるように、床面は段差をなくすこと。また、極力スロープの無い計画とすること。
- ・コンサート用設備について、提案すること。

④ その他要件

- ・メインエントランスからつながるスペースとして配置し、各ホール部門や創造・交流支援系部門諸室へと至る動線の中心となる空間とする。
- ・大勢の観客が一時的に集中するホール公演時などにも配慮した広さとする。
- ・自然光を積極的に取り入れる等の工夫を行い、天井高を確保するなど、魅力的な空間となるよう配慮する。
- ・フロアコンセント及びLANを適宜設置する。
- ・コインロッカー、自動販売機コーナー、公衆電話を適宜配置する。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

E-2

施設区分 交流系機能

室名 情報コーナー

規模 80㎡程度

施設概要 インフォメーション、情報コーナーなどの施設

施設の仕様

- ① 施設のインフォメーションや、市の文化芸術に関する情報、他市ホール等の情報を発信する場として計画する。
- ② エントランスロビー兼ギャラリーに面するなど開放的な空間とし、来館者が利用しやすく、事務室の受付カウンターからも見えやすい位置とする。

E-3

施設区分 交流系機能

室名 カフェ等

規模 130㎡程度

施設概要 施設を訪れた人が文化・アートに触れることが出来るような、にぎわいの創出に寄与する施設として計画する。

市民ホール諸施設を利用する市民だけでなく、利用しない市民や観光客等も気軽に立ち寄ることができる、開放的で居心地のよい空間で喫茶・軽食サービスを提供する。

施設の仕様

- ① 敷地西側道路（市道0003）やアプローチ空間、オープンロビーとのつながりを考慮した計画とする。
- ② 簡単な厨房設備を設け、喫茶・飲食サービスを提供できる計画とする。
- ③ 閉館時や夜間も外部から出入りできるようにし、閉館時間以外でも営業できる計画とすることも可とする。
- ④ 光熱水費が把握できるように、計量器を設置する。
- ⑤ 館内のイベントやパーティー等でも利用できる配置とする。

E-4

施設区分 交流機能

室名 利用者用トイレ

規模 適宜

施設概要 オープンロビー利用者用トイレ

施設の仕様

- ① 男女別に適切な数とする。
- ② オープンロビー利用者に支障をきたさない便器数を適宜設ける。
- ③ 男女別に加え、みんなのトイレを設ける。
- ④ 大便器は、洋式便器で洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

- ⑤ 女子トイレ内には、パウダーコーナーを設ける。
- ⑥ 高齢者、子ども、障害者に配慮した計画とする。
- ⑦ 聴覚障害者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。
- ⑧ 視覚障害者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。
- ⑨ 洗面台や小便器前など、傘掛け用フックを設置する。

E-5

施設区分 交流機能
室名 授乳室
規模 適宜
施設概要 乳幼児連れの利用者のための授乳室
施設の仕様
① プライバシーに配慮する。
② ベビーベッドを配置する。

E-6

施設区分 交流機能
室名 倉庫
規模 適宜
施設概要 交流機能備品（テーブル・椅子等）収納スペース

9 管理系機能

以下に示す（１）基本事項及び（２）各室計画とともに、【別紙１】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

（１）基本事項

市民ホールを管理運営していくために必要な機能を計画する。

（２）各室計画

F-1

施設区分 管理系機能
室名 管理事務室
規模 定員：17名 規模：100㎡程度
施設概要 本館の管理機能集約室
防災センター機能
災害時維持避難所としての活動拠点
施設の仕様
① 利用者の受付や来館者のチェックなど、施設の管理に配慮した配置計画とする。
② 受付カウンター、執務スペース、打合せスペース、中央監視設備、サーバー室、

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

給湯スペース等を適宜計画する。

- ③ 受付カウンター廻りは、チケット購入や利用手続きなどに対応した計画とする。
- ④ 守衛担当者が待機し、関係者等の出入りが把握しやすい位置に計画する。
- ⑤ 中央監視盤を設置し、防災センターの機能を備える。
- ⑥ フリーアクセス床とする。

F-2

施設区分 管理系機能
室 名 スタッフルーム
規 模 20㎡程度
施設概要 運営スタッフの会議等のためのスペース
来賓や来客対応の応接室としても利用

施設の仕様

- ① フリーアクセス床とする。
- ② 管理事務室に隣接させる。

F-3

施設区分 管理系機能
室 名 多目的室
規 模 20㎡程度
施設概要 急病人のための救護室
気分が悪くなった人のための休憩室
市民ホール利用者の一時的託児スペース

施設の仕様

- ① フリーアクセス床とする。
- ② 簡易ベッドや緊急用ブザーを設置する。
- ③ 利用しないときは、会議スペースとして使えるようにする。

F-4

施設区分 管理系機能
室 名 舞台スタッフ室
規 模 定員：4名程度 規模：適宜
施設概要 施設側スタッフ多目的利用スペース

施設の仕様

- ① 小ホールにアクセスしやすい大ホールエリアに設置する。
- ② フリーアクセス床とする。
- ③ 手洗いは、給水・給湯設備を設ける。
- ④ ITVモニター、モニタスピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

F－5

施設区分 管理系機能
室名 清掃員控室
規模 適宜
施設の仕様 清掃員のための控室として、適宜計画する。

F－6

施設区分 管理系機能
室名 更衣室・倉庫
規模 適宜
施設の仕様 事務室のスタッフが利用する男女別の更衣室や、物品等の倉庫を適宜計画する。

F－7

施設区分 管理系機能
室名 トイレ
規模 適宜
施設の仕様 主に管理諸室用として、男女別に適切な計画とする。

F－8

施設区分 管理系機能
室名 給湯室
規模 適宜
施設概要 管理系機能利用者用の共用給湯室

F－9

施設区分 管理系機能
室名 ごみ置き場
規模 適宜
施設の仕様
① 館内で出たごみを一時保管できるごみ置場を設ける。
② 一般利用の動線から離れた場所で、館内から搬出しやすく、ゴミ収集車の寄付きやすい計画とする。ただし、適切な配置計画とすることにより、建物外とすることも可能とする。
③ 清掃用の水栓を設ける。

F－10

施設区分 管理系機能
室名 電気室・空調機械室・EPS・DS・PS等
規模 適宜

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

施設の仕様

- ① 電気、空調等の各種設備室、各種配管・配線等について、効率的な計画とする。
- ② 設備等による周辺への騒音、振動、臭気などの影響がないよう対策を行う。
- ③ 機器更新やメンテナンスに配慮した計画とする。
- ④ 電気室には、空調設備を設ける。

10 外構施設

(1) アプローチ広場

- ① お堀通り（市道0003）沿いについては、前面道路より20m程度の範囲を周辺の景観や賑わいの醸成に配慮したオープンスペースとして計画する。
- ② アプローチ広場は、以下の点に配慮した縁側のような場として計画とする。
 - ・小田原城址の回遊性を高める。
 - ・にぎわいが感じられる。
 - ・人々が集い、交流が生まれる。
 - ・市民がいつでも気軽に立ち寄り、憩うことができる。
 - ・公演など期待感を高める。
- ③ アプローチ広場内に、野外特設ステージが容易に設置でき、各種イベントに柔軟に対応できるスペースを計画する。また、イベント時に安全に利用できる電源等を確保する。
- ④ アプローチ広場は、災害時等の一時的な避難スペースとしての利用も想定する。

(2) 駐車場、駐輪場

駐車場については、計画敷地内には業務を行う上で必要な台数分を確保し、その他については、周辺の駐車施設の利用を基本とする。なお、車いす利用者用駐車場や、高齢者や障がい者の送迎について配慮した計画とする。

また、駐輪場についても適宜計画する。

※（案）であるため内容については変更になる場合があります。

「施設整備の各業務の実施」（略）